

官報

号外 昭和三十三年七月四日

○第二十九回 参議院 會議録 第十号

昭和三十三年七月四日(金曜日)午前零時二十分開議

議事日程 第十一号

昭和三十三年七月四日

午前零時十分開議

第一 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(前会の続)

第二 国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(衆議院議決案)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員	大沢 雄一君
同	伊能 芳雄君
法務委員	横川 正市君
大蔵委員	左藤 義詮君
同	近藤 鶴代君
文教委員	前田佳都男君
社会労働委員	斎藤 昇君
農林水産委員	田中 茂穂君

通信委員	藤原 道子君
建設委員	横山 フク君
予算委員	塩見 俊二君
同	小幡 治和君
決算委員	吉江 勝保君
議院運営委員	森田 豊壽君
同	林田 正治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員	左藤 義詮君
同	田中 茂穂君
法務委員	藤原 道子君
大蔵委員	大沢 雄一君
同	前田佳都男君
文教委員	近藤 鶴代君
社会労働委員	横山 フク君
農林水産委員	伊能 芳雄君
通信委員	横川 正市君
建設委員	斎藤 昇君
予算委員	森田 豊壽君
同	西川弥平治君
決算委員	林田 正治君
議院運営委員	塩見 俊二君
同	吉江 勝保君

同日外務委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 鶴見 祐輔君(鶴見祐輔君の補欠)

同日議員から左の修正案を提出した。
蘭糸価格の安定に関する臨時措置法案に対する修正案(大河原一孝君外六名発議)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

水質汚濁防止法案(赤路友藏君外四十二名提出) 内閣委員会に付託
失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案(多賀谷貞君外十三名提出) 社会労働委員会に付託
下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十三名提出) 商工委員会に付託
同日委員長から左の報告書を提出した。

蘭糸価格の安定に関する臨時措置法案(閣法第五号)可決報告書
国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(閣議第一号)議決報告書
農林水産委員会請願審査報告書第一号

通信委員会請願審査報告書第一号
建設委員会請願審査報告書第一号
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第二十九回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

人事官 入江誠一郎君
同日内閣総理大臣から議長宛、人事官入江誠一郎君(前掲の議長承認のとおり)を第二十九回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)を議題といたします。

前会に引き続き、本案に対する質疑を続けます。加瀬完君。

〔加瀬完君登壇、拍手〕

○加瀬完君 私は、秋山議員に続きまして、管理職手当について質問をいたします。

先ほど、秋山君に対する御答弁の中で、岸総理は、法律を尊重し、法律に準拠して運営をするというお話がございましたが、私の第一点は、この管理職手当が、どういう法的根拠に基いて行われるのかという点であります。政府は、公立の高等学校校長以下に管理職手当を支給する根拠をいたしまして、提案説明を見ますと、教育公務員特例法の第二十五条の五を根拠といたしておるようであります。しかし、この内容は、国立学校の教育公務員の給与の種類及び額が前提となるわけでありまして、今度の場合は、国立の高等学校校長以下に管理職手当が支給された後、初めて二十五条の五の適用が発生するわけでありまして、ところが現状では、人事院規則はまだ改正されておられませんので、国立の高等学校校長以下に管理職手当を出し得るところの支給条件は発生しておりません。すなわち、公立の高等学校、小中学校の校長に管理職手当を出す基準は、まだ存在をしておりないのであります。従って、順序からするならば、国立の高等学校校長以下に管理職手当を支給をされ、その上で、公立小中高等学校校長の管理職手当が問題となり、さらに市町村立学校職員給与負担法が改正されるという筋道を踏まなければならないはずであります。この順序を踏まない理由は何であるか。この点をまず政府に御答えをお願いいたします。

さらに、法的には存在をしておりない基準をもとに負担法を改訂することが、果して妥当であるか。さらに、教育公務員特例法の二十五条の五を、現在において、公立高等学校校長以下の管理職手当支給の根拠にすることは違法であるかと思ふが、この点、法制局、人事院並びに総理の見解を承わりたいのであります。

質問の第二点は、主として人事院に何いですが、今まで人事院の管理職手当に対する御見解は、昭和二十七年十月二十八日の衆議院人事委員会公録の第三号に明瞭になっております。それによりますと、管理職員とは、主として監督とか、政策の立案といった重要な仕事をする者、この説明をしております。さらに、管理職手当をどういう形で出すかということについては、従って、こういう重要ポストにある性質上、時間外勤務が多いので、超過勤務手当の支給を廃止して、俸給額の調整を行うのだ、この説明を加えられております。なお、学校教職員に対しては、給与水準そのものを、他の公務員より引き上げるべきであつて、今回の管理職手当は超過の肩がわりであつて、何も新しい給与額を付加したものではありません。従つて、学校教職員には超過がないゆゑに管理職手当は考えられない。池本局長は、この答弁をしております。また、この特別調整額は、高給者の超過額をある一定額に押える意味であつて、決して職務と責任においてきめました職務給のほかに、もう一つ職務給的な新しいものをつけ加える意味ではありません。これは浅井人事院総裁の答弁であります。さらに、昭和三十三年の十二月十三日の衆議院の内閣委員会でも、管理職手当を学長、学部長から、さらに高等学校長以下に拡大する考えはないかという質問に對しまし

て、池本局長は、学長、学部長あたりには、他のバランス上つける必要がありけれども、高等学校長というところまで及ぼす必要はないと判断いたしますと答えております。さらに、人事院が教職員に超過勤務手当を支給しなかつた理由は何かという質問に對しまして、教員の給与上の水準差というものを設けるのが適當である。教員の超過勤務手当は計測しがたいので、一般の俸給表より水準を上げて、この中に含ませて解決するのがよからう、この答えておるのであります。これが今日のまでの人事院の態度でありました。そこで質問するのであります。その一つは、管理職手当は、超過の肩がわりのもので、何も新しい給与額を付加したものではありませんけれども、このたびの高校長以下の手当を、新しい給与の付加とは見ないのかどうか。その二は、管理職手当は、職務給のほかに、もう一つの職務給的な意味を持つておられない、この御説明をしておられたわけでありました。このたびの管理職手当は、もう一つの職務給の意味があるように文部大臣は答へてなつております。人事院との見解が違いますが、この点はどうか。その三は、学校教職員の給与につきましては、給与水準そのものを考えるべきである、こういう態度でありましたものを、今回これを捨てて、管理職手当を認める理由は何であるか、特に

今の点は大切でありますので、さらに具体的に尋ねますと、政府が管理職手当支給の根拠を考へておられますもう一つのは、給与法の第十條の二であります。この十條の二の支給対象者というものを考へますと、これは同じく給与法の第十九條の三のワタがはめられるかと思つてあります。第十九條の三に比しますと、たとえば十六條、十七條の二項、十八條等、すなわち超過勤務手当や休日給や夜勤手当等、こういうものを管理職手当をもらう者は支給されないということになります。このことは、給与法の建前そのものが、十條の二の特別調整額の構成要素には、これら除外されておる手当部分に、当然肩がわりされておるといふ解釈に立つておるわけでありました。これは教職員の場合は、前記の超過、休日給あるいは夜勤手当等が支給されておるにせよ。特に昭和二十四年の文部次官通達によりますと、学校教職員は超過勤務させてはならないという。こういう次官通達が出ておるわけでありましたから、当然、超過勤務はないわけでありました。超過勤務の肩がわりしなければならないという十九條三の考えからすれば、明かには、このたびの管理職手当を学校長に出すという点は、第十九條の三に違背すると思へるけれども、この点について、人事院の所見を承りたいのであります。

さらに、今まで人事院は、管理職手当を認める理由といたしまして、管理、監督の性格が濃厚であるかどうかという点、それから職務の特殊性があるかどうかという点、この二点を根拠といたしまして、特に校長に管理職手当を出さない理由といたしまして、管理、監督の性格が全然ないと言われなければならない、少くとも支給すべき特殊ではないという見解をとつてきておつたわけでありました。これが一つの証拠といたしましては、提案説明の中で文部大臣が述べておられるように、予算的措置が三月に通過したのであるならば、当然、人事院が人事院規則を変えようとするならば、この予算の通過を見合つた形において規則の改正が急がなければならないはずであります。ところが、これが予算通過後三カ月も放任されておるといふ点は、この点について人事院当局も種々の疑点を持つておつたという裏づけにならうかと思つてあります。

第三の質問は、前者も触れられましたが、果して管理職かという問題であります。前にも引きましたように、人事院は、管理職というものは主として管理、監督、政策の立案をなす重要な仕事のポスト、この規定しております。そこで学長は、すなわち学校管理として、どういふ内容を持つておるかという点に歸すると思つて、専門家の言ふところの学校管理というものは、四つの内容というものを示しております。

一つは人的管理であります。その二は物的管理、第三は教育運営の管理、第四は財務管理であります。人的管理は、任免とか、服務とか、勤務とか、懲戒、分限等の権限でございますが、これは教育委員会にありまされども、学校長にはありません。第二の物的管理としての校地、校舎等の施設、營繕になれば、当然これは教育委員会の権限であります。第三の教育運営管理といましての一番問題の教育課程の設定、あるいは教員組織、いろいろものの権限も校長にはありません。第四の財務管理としての学校の設置、管理は、もちろん教育委員会でありまされども、大学の管理機関と比べまして一そう明確であります。たとえば、教育公務員特例法の十一条には「職務」という規定があります。大学の管理機関は、職務についてのいろいろな規則を作る権限があるわけでございまして、高等学校校長以下の校長には、これはありません。同じく十二条には、今大きな問題の勤務評定が記されております。その勤務評定を定める権限、勤務評定をする権限、勤務評定後の措置を行う権限、こういったものは大学の管理機関、学長や学部長にあります。高等学校校長以下の校長には、こういった権限はありません。また、職員採用、昇任、遷考の権限も校長にはないであります。大学の管理機関にはありますけれども、校長にはありません。このことは、教育委員会の職務権限の規定の中にも、職員の任免、校長、教員の研修、校長、教員の保健、安全、福利に關することは、教育委員会の固有の権限として規定されてあるわけであります。従いまして、「校長は、校務を掌り、所屬職員を監督する」という二十八条の内容といふものは、教養なり、あるいは教育長なりに委任された範圍内においてだけ存在するのであります。高等学校校長以下の校長そのものに固有の監督権、管理権といふものがあるわけではございません。全然これは大学の学長や学部長とは異なるものであります。監督権は、先ほど質問された秋山さんの御指摘のように、名実ともに教育委員会にあるわけであります。

そのでありますのに、なぜ、むしろ管理される側にあります校長を、学長や学部長に準する管理職として新しく認めなければならぬのか、文部省なり、自治庁、人事院なりの、この新しく解釈し直す法的な根拠を示されたのであります。

第四点は、文部省と自治庁その他に對して伺いますが、自治庁は、地方公務員の管理職手当の見解というものを次のように発表いたしました。管理職手当は、超過勤務手当の予算の範圍内において、同手当の予算査定基準、支給実績、職務の繁忙度及び一般の職員との権衡を考慮して定めなければならぬ。しかし、このたび公立高等学校校長以下に管理職手当が出るということになりますと、この支給実績、職務の繁忙、一般の職員との権衡あるいは、この支給基準全体に、今までの支給条件とは違つた原則を立てなければならぬこととなります。そうなりますと、これは将来、給与体系なり地方財政計画そのものにも大きい矛盾を生じてくるのであります。このように点を自治庁はどう解釈しておられますか。さらに、個別的に伺いますと、管理職的な立場にあるところの教育長は、二十九府県の教育長が管理職手当をもらつておりません。地方教育委員の教育長は、ほとんどが管理職手当をもらつておりません。管理される校長に管理職手当が出て、管理する教育長に管理職手当が出ないという長に管理職手当が出ないという点を、自治庁はどう説明されるか。また、校長よりは比較的に高次の管理職にあると思われるところの部長クラスは、二十七府県が管理職手当を出していません。課長クラスになりますと、出してあるものは二縣だけあります。この現状であります。地方公務員法第二十四条の給与、勤務条件の権衡の原則というものは全然守られないことになる。この点を自治庁はどう考えられるか。

次に、管理職手当について文部省は、先ほど引例いたしましたように、教育公務員特例法の二十五条の五を基準にしておりますが、それならば、二十五条の五を基準とするにしては、人事院規則が出ておられないわけでありまされども、これは基準にならないものを基準にしている。それならば、基準にすべきものをどうして基準にしておられないかという問題に、日直、宿直手当があります。国家公務員は三百六十円と定められておるのに、地方公務員は百六十円、百八十円という宿直手当があります。あるいは超過勤務手当も、それぞれ府県は三割、国家公務員は六割と開きがあります。こういう不均衡といふものを一体どう考えるのか。これを放任するならば、給与全般について、校長と他の教員との権衡が、さらに失われるということになるわけであります。さらに自治庁は、再建団体のうち九府県に對しまして、議會で決定いたしました給与の額を、さらに利子補給を続けるという事で、再建計画のやり直しをさせております。この再建計画をはみ出すものとする額は、どれくらいであるかと言いますと、岩手においては二百八十九万、山形が百九十七万、千葉が四百七十五万、新潟が三百七十一万、長野が四百四十三万、熊本が九十八万、鹿児島が二百七十九万といふように、熊本においては九十八万、他の府県においても二百万ないし五百万であります。今、校長の管理職手当を見積りますと、府県の持ち出し分だけでも一千万

前後といふものが想定されます。百万円の支出を強力に抑圧して、財政計画を進めなければならぬといふ自治庁が、一千万も無理に出すのは一体どういふ理由であるのか。管理職手当を無理に出して、議會で定めた給与を無理に抑える、しかも出す管理職手当は一千万以上、議會で定めた給与表は百万をこそこ、この矛盾といふものをどう解釈されるのか。で、この点だけから見れば、地方再建計画をこわすものは、地方団体ではなくして、政府みずからであると断定せなければならぬのであります。(拍手)

この質問をいたしますと、自治庁は、あるいは政府当局は、地方財政計画の中に管理職手当は見込んであると、こう答えている。しかしながら、交付税といふものは、御存じのように、ひもがついておりません。また、管理職手当を出すだけで、交付税がそれだけ増率をされたわけでもありません。パーセントがふえたわけでもありません。従つて当然、管理職手当が他の教育費に食ひ込んで参りますと、教育費の割合を生じます。教育を高める意図で始められたという、こういう管理職手当が、事実は教育をマイナスするわけがあります。それでも、あえてこの管理職手当を出さなければならぬという理由を文部省に伺いたないのであります。

今の問題は、文教予算並びに地方計画において見ますと、たとえば文教予算がどれくらい増額されたかという点で、文部省が、たとえば少し詰め学級の問題がありますが、小中学校の教員増を、予算要求額として出されたものは、二万二千四百九十九人と聞いております。ところが、査定で決定されましたものは、三千二百六十六人でありまして、また、小中学校の不足建物の整備を、二十七万坪要求しましたのに対して、予算査定は十五万七千坪、また、危険校舎は、二十三万坪の要求に対して、十五万坪であります。それどころか、児童生徒災害救済健康管理制度の創設という項目を、文部省はただ三億の予算を出しましたが、これすらも削られております。教員の適正配置について一番問題になりましたのは、地方行政委員会でも、あるいは文教委員会でも、一市町村の同一級地の実施であります。これは十五億円の要求に対して、完全に削られてい

る。地方行政財政につきましては、自治庁が一番力を入れているのは、行政水準の確保に対する対策といえまして、学校施設に七十億、道路橋梁に三百二十億、環境衛生に八十億、計四百七十億というものを要求しておりますが、これは査定において一つも認められておりません。その反面、住民負担というものは、自治庁が見積っているだけでも、PTA等の負担の肩が

りしなければならないものだけども、百五十億と見積っているわけでありまして、こういうような状況にある問題をそのままにいたしておきまして、管理職手当だけをここで解決をしなければならぬという理由が、われわれには納得がいかないものであります。文教政策全般の上で管理職手当を特に強行しなければならぬ理由を、総理大臣に伺いたないのであります。(拍手)

最後の点であります。昭和三十三年の三月二十七日の本院の予算委員会、わが党の矢嶋委員が、管理職手当に対して質問をしましたのに、総理大臣は答えになられて、管理職手当がいろいろまちまちになっていること、私実は十分承知していませんでした。いろいろ理由はあろうかと思ひますが、十分に検討して筋道の立つようにすべきだと思ひます。十分検討をいたさせますと、こう答えておられます。そこで、どういふように検討されたのか、検討の結果というものが、審議もしない中置報告を求めて、このような結果をつけようとするのが検討の結果であるか、あるいは衆議院において、あと四日会期を延長するということがきまっております。委員会の審議を打ち切つて通すということが検討の結果であるのか、これらの点について、お答えいただきたいのであります。

また、先ほど総理は、偏向教育の事実も少くないとのことでありましたけれども、その事実を明らかにしていただきたい。また、今度の管理職手当が、自民党総裁としてお考えになられる偏向教育を、校長によって是正するため管理職手当を出すのであるか、この点もお答えをいただきたいのであります。

以上で質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

管理職手当を今度のこれで給付するということは、われわれは校長といふものを管理職であるとして、いろいろ前提に立っております。しこうして、これに対して管理職手当を与えるということは、決して法律の規定に違反するわけじゃございませんで、法の秩序を害するものではないと思ひます。なお、詳しい法律の關係につきましては、文部大臣や人事院の当局から御説明を申し上げます。

なお、私に対して、この検討をいかに加えて、これをやめたかというお話でございます。管理職手当については、予算措置につきましては、三十三年度の予算に計上されて御審議を得たことは御承知の通りであります。しこうして、これを給付するについての法律の規定を、いかにすべきかということにつきましましては、政府として十分に検討をして、今回提案をいたしておるわけでありまして、

中間報告をとつて云々という、こういう審議がどうだというお話に對しましては、先ほど秋山議員にお答えを申し上げました通りで、衆議院で会期延長がきまつたようにお話になっておりますけれども、私の承知しておる限りにおきましては、そういうことになっておらないのであります。従いまして、参議院でこの案を審議するにつきまして、それぞれの議決によつて、こゝろ方法で審議を進めるといふことになつておりますから、その方法で審議されることを望むわけでありまして、偏向教育云々の問題につきましては、私は管理職手当と何らの關係を持たして先ほどお答えをしたわけではございません。先ほど秋山議員の御質問は、日教組に対して、これを弾圧し、これを分断するといふことが岸内閣の文教政策の中心をなしておるという御質問に對しまして、私どもはそうじゃないのだ、しかしながら、教育といふものについて、文教政策についてはいくまでも私は教育の中立性といふことに重点を置いて、偏向教育といふものには對しましては、これを是正して行かなければならぬといふことを申し上げましたので、管理職手当と直接の關係のないことは言ひを待たないところでございまして。(拍手)

〔国務大臣澤尾弘吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(澤尾弘吉君) 加瀬君の私に對する御質問につきましては、お答えを申し上げたいと思ひます。

この管理職手当は、先ほど申しましたように、人事院規則における特別調整額に相当するものでございまして、従つて地方におきましては、この特別調整額として支給せられております手当の種類あるいは額を基準として、管理職手当を出すことになるわけでございます。校長の職務については、おのおの先ほど申し上げたこととござい

しつかえございません。従つて、またこれを基準といたしまして、地方におきまして管理職手当を出すということも、何ら差しつかえないことと思ひのでございます。

御質問の中に、順序の問題についての御質問がございました。お話の通りに、人事院規則におきまして規定ができません限りは、地方におきまして基準とすべきものがないわけでございます。管理職手当を出すというわけには参らぬと思ひでございます。しかし今日、人事院におかれまして、この趣旨の特別調整額に関する規定を準備せられておるところでございます。地方におきまして、あるいは予算措置、あるいは財政措置等のことを準備しなけりやありません。その場合におきまして、この法律は皆さん御承知の通り、地方における負担関係を定めておるものでございます。すなわち、これもまた地方において管理職手当を出す準備行為でございます。人事院におきまして、また文部省におきましても、この準備をいたしておるというふうに御了解をお願いしたいと思います。

次に、校長に管理職手当を出さなければならぬ理由いかんといふふうな御趣旨の御質問でございます。これも前申し上げます通りに、校長の管理または監督の任にあるその他位にかんがみまして、これは出すわけでありま

す。学校の管理または監督という職務は、きわめて重要でございます。で、さような意味合いにおきまして、このたび管理職手当を出そうというに過ぎないのでございます。

また、管理職手当に経費を出すことによって、ほかの教育上の諸施設に対する経費がそれだけ減る、それだけマインナスになるじゃないか、かような御趣旨の御質問と伺つたのでございますが、もちろん今日、学校教育についてはなすべき点が多々あるということは、前から申し上げておる通りでございます。政府におきまして、いわゆる教育施設につきましては、鋭意努力いたしておる次第であります。しかし同時に、学校の管理、運営の適正を期するということも、また、学校教育の効果を上げます上において、きわめて重要と考えますので、この管理職手当を出そうというのでございまして、私どもはいづれも重要な事項として考えておる次第でございますので、さよう御了承願ひたいと思ひます。(拍手)

○國務大臣(青木正君) 加瀬委員の御質問中、文部大臣との重複の分につきましては、ただいま文部大臣のお答え申し上げた通りであります。自治庁関係におきましてお尋ねの点を申し上げますが、教育長に管理職手当を支給しない府県も多いというお話

でありました。お話のように、教育長に管理職手当を支給していない府県も相当あるのであります。しかし、教育長はこれは行政職でありますので、超過勤務手当の方から手当をいたしておる府県もあるものであります。この点は、校長に対する管理職手当の問題とは別個の問題と考えております。

それから、再建団体に対して、この給与水準が国の水準より上回つておるというところで、この補給の停止をしながら、一方において、こういう管理職手当を出すことは不当ではないかと、こゝいひお話であつたのであります。しかしながら、再建団体に対する問題は、これは再建団体の財政の健全化をはかるための措置でありまして、おのずから校長の管理職手当の問題とは別個の問題と私どもは考えております。しかも、管理職手当につきましては、御承知のように、地方財政計画の上はこの点を繰り込んでおるのであります。平癒交付金の基準財政需要の中にも入つておるのであります。再建団体の問題とは、おのずから別個の問題と考えておる次第であります。

また、行政水準の向上、こゝいひ問題があるのに、一方においてはそのことを放任して、校長の管理職手当の問題を取り上げることは矛盾ではないかといふお話であります。確かに行政水準の向上の問題も考えなければならぬことと私ども考えております。しか

し、この問題と校長の管理職手当の問題、これまたおのずから別の問題でありまして、行政水準の向上のために、行政水準の向上に必要な経費といふものを同時に考へて行かなければならぬ。私どもは両方、行政水準の向上も、またこゝいひ問題も、相ともに考へて行かなければならぬ問題と存じておる次第であります。(拍手)

○政府委員(入江誠一郎君) 答へ申す。第一点の、俸給表の職務給的性質と申しますか、これと、いわゆる管理職手当との付加関係と申しますか、この問題につきましては、確かに御指摘のごとく、現在の俸給は、職務給的性質を持っておりまして、職務給に伴う給与は、もちろんこれに含んでおるのでございますけれども、しかし、御存じのごとく、たとえば扶養手当でございますとか、あるいは交通手当でございますとか、あるいは公務員に当り諸手当につきましては、俸給表に含んでおります部分に加え、民間給与との関係上、これに付加して手当を支給してある事例はたくさんございますのであります。今回の管理職手当につきましては、やはりこの給与第十條によりまして、御存じのごとく、現在の俸給表に含まれておりまするいわゆる職務給的部分に加え、これ

を支給いたそうとするものでござい

す。それから次に、第二点の、ただいま文部大臣からお答えになりましたが、管理職手当の性質と申しますか、これを超過勤務との関係でございまして、これは、先ほど申します通り、沿革をいたしましては、確かに御指摘のごとく、職員勤務時間以外の実態を考慮した部分もございまして、これは他の政府委員から、いろいろ従来沿革的に技術的にお答えしたこともあつて存じますけれども、しかしながら、もちろんその当初の切りかえ時におきましては、超過勤務の振りがございました。いろいろないたしましたけれども、その後のいろいろな、職員の給与の均衡の問題でございまして、あるいは給与法第十四條の二の法文の解釈その他から、漸次支給範囲を拡大いたしまして、やはり管理監督の職にある者のその職務の実態に応じて支給することにしたのでございます。その点、法律の規定通り出しておる次第でございます。

次に、第三に、十九條の三の問題でございます。お話のごとく、十九條の三は、休日給でございます。これは、超過勤務でございまして、これらのものは、管理職手当を支給する者には支給しないとなっておりますが、これは事実上、これらの職員につきましては超過勤務手当を支給することが適

○議長（松野鶴平君） 加瀬完君。

さらに、文部大臣に伺いますが、教育公務員特例法の附則の二十三条には、教育公務員特例法は全体といたしまして、国家公務員法あるいは地方公務員法に優先するのだという規定がある

偏向教育云々の問題は、私は先ほど申し上げましたように、教育はあくまで中立性を守らなければならない、偏向教育があつてはならないということを申し上げておるわけでありました。

お話がございました通りに、目下準備をしているわけであります。近くこれが実施せられることと思うのでございます。都道府県の場合におきましては、今後、予算措置を講じ、必要な条

学の専務局長　これが十三次でござい

ますが、三十年の七月に、試験研究
研修、検査機関の長、それから三十一年の四月に研究、研修、特大病院の
長、大学の学長、学部長、それからさ
らに三十二年の九月に、研究機関の
長、これは課、室長も含んでおりま
す。そういうふうに非常にたびたびに
わたって拡大と申しまするか、修正を
いたしております次第でございます。

それから十九条の三の問題でございますが、これは先ほどお答え申し上げたのと別に異なるところはないのでござい
ますが、やはりこの管理監督の職務
にある者に対しては、管理職手当
を支給いたします関係上、もちろん設
立当時の経緯もございするけれど
も、大体、給与の一つの筋から申しま
しても、これに超過勤務手当を支給し
たしますことは適当でないと認めまし
て、十九条の三を適用いたしてゐる次
第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 斎藤昇君外一名
から成規の賛成者を得て、質疑終局の
動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたしま
す。表決は記名投票をもつて行いま
す。本動議に賛成の諸君は白色票を、
反対の諸君は青色票を、御登壇の上、
御投票をお願いします。
議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を
行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) 投票漏れはござ
いませんか。――投票漏れないと認め
ます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票い
たします。投票を参事に計算させま
す。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報
告いたします。

投票総数 百八十七票

白色票 百二十二票

青色票 六十五票

よつて質疑は、終局することに決し
ました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百二十二名

常岡 一郎君 松野 孝一君
杉山 昌作君 島村 軍次君
竹下 豊次君 中野 文門君
佐藤 尚武君 河野 謙三君
松平 勇雄君 武藤 常介君
上林 忠次君 最上 英子君
迫水 久常君 松岡 平市君
田中 啓一君 梶原 茂嘉君
森 八三三君 西川 甚五郎君
青山 正一君 藤野 繁雄君
堀 末治君 早川 慎一君
野田 俊作君 谷口 弥三郎君
新谷 寅三郎君 木内 四郎君
紅 露 みつ君 加賀山 之雄君
後藤 文夫君 村上 義一君
一松 定吉君 本多 市郎君
鶴見 祐輔君 笹森 順造君
江藤 智君 仲原 善一君
成田 一郎君 西田 信一君
堀本 宜實君 鈴木 万平君
稻浦 鹿蔵君 吉江 勝保君
堀見 俊二君 前田 佳都男君

三木 與吉郎君 青柳 秀夫君

雨森 常夫君 小西 英雄君

館 哲二君 山本 米治君

榊原 亨君 細木 亨弘君

大谷 賛雄君 白井 勇君

田中 茂雄君 大谷 登彌君

苦米 地英俊君 小柳 牧衛君

井上 清一君 小林 武治君

斎藤 昇君 小山 邦太郎君

木暮 武太夫君 石坂 豊一君

廣瀬 久忠君 西郷 吉之助君

植竹 春彦君 草葉 隆圓君

安井 謙君 川村 松助君

黒川 武雄君 小林 英三君

野村 吉三郎君 苦米 地義三君

寺尾 豊君 平井 太郎君

増原 恵吉君 松村 秀逸君

石井 桂君 木島 虎蔵君

佐藤 清一郎君 柴田 栄君

大沢 雄一君 宮澤 喜一君

平島 敏夫君 後藤 義隆君

吉田 萬次君 重政 庸徳君

西阿 ハル君 横山 フク君

土田 太郎君 横川 信夫君

伊能 芳雄君 宮田 重文君

三浦 義男君 高野 一夫君

高橋 進太郎君 古池 信三君

岡崎 眞一君 小澤 久太郎君

寺本 廣作君 小橋 治和君

関根 久蔵君 野本 品吉君

秋山 俊一郎君 上原 正吉君

伊能 繁次郎君 石原 幹市郎君

左藤 義詮君 永野 護君

井野 碩哉君 下條 康磨君

吉野 信次君 郡 祐一君

津島 壽一君 堀木 鏡三君

木村 篤太郎君 青木 一男君

泉山 三六君 高橋 衛君

勝俣 稔君 大川 光三君

森中 守義君 鈴木 強君

藤田 藤太郎君 相澤 重明君

松永 忠二君 木下 友敬君

平林 剛君 山本 經勝君

岡 三郎君 久保 等君

亀田 得治君 湯山 勇君

柴谷 要君 安部 キミ子君

近藤 信一君 東 隆君

大倉 精一君 阿具根 登君

竹中 勝男君 吉田 法晴君

松澤 兼人君 藤田 進君

小笠原 三男君 成瀬 幡治君

小林 孝平君 島 清君

加藤 シツエ君 千葉 信君

戸叶 武君 荒木 正三郎君

市川 房枝君 岩間 正男君

長谷部 ひろ君 竹中 恒夫君

安部 清美君 鈴木 壽君

伊藤 顯道君 光村 甚助君

秋山 長造君 加瀬 完君

坂本 昭君 阿部 竹松君

大矢 正君 松澤 靖介君

椿 繁夫君 田畑 金光君

中村 正雄君 矢嶋 三義君

横川 正市君 小酒 井義男君

河合 義一君 松浦 清一君

高田 なほ子君 片岡 文重君

重盛 壽治君 永岡 光治君

羽生 三七君 岡田 宗司君

會 益君 栗山 良夫君

山下 義信君 清澤 俊英君

棚橋 小虎君 内村 清次君

山田 節男君

○議長(松野鶴平君) 本案に対し、松
永忠二君から成規の賛成者を得て、修
正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨説明を求めま
す。松永忠二君。

市町村立学校職員給与負担法の一
部を改正する法律案に対する修正
案

右の修正案を提出する。

昭和三十三年七月三日

賛成者 免議者 松永 忠二

相澤 重明 赤松 常子

秋山 長造 阿具根 登

東 隆 安部 キミ子

阿部 竹松 天田 勝正

荒木 正三郎 伊藤 顯道

内村 清次 占部 秀男

江田 三郎 大河原 一夫

大倉 精一 大矢 正

岡 三郎 岡田 宗司

小笠原 三男 加瀬 完

片岡 文重 加藤 シツエ

昭和三十三年七月四日 参議院會議録第十号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(前会の続)

亀田 得治	河合 義一
北村 錫	木下 友敬
清澤 俊英	久保 等
栗山 良夫	小酒井義男
小林 孝平	近藤 信一
坂本 昭	佐多 忠隆
重盛 壽治	柴谷 要
島 清	鈴木 強
鈴木 壽	相馬 助治
曾根 益	高田なほ子
竹中 勝男	田中 一
棚橋 小虎	田畑 金光
千葉 信	椿 繁夫
戸叶 武	中田 吉雄
中村 正雄	永岡 光治
成瀬 暢治	野溝 勝
羽生 三七	平林 剛
藤田 進	藤田藤太郎
松浦 清一	松澤 兼人
松澤 靖介	松本治一郎
三木 治朗	光村 甚助
森 元治郎	森中 守義
矢嶋 三義	山口 重彦
山下 義信	山田 節男
大和 与一	山本 経勝
湯山 勇	横川 正市
吉田 法晴	

参議院議長松野鶴平殿

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第一条の改正規定中「管理職手当」を削る。

〔松永忠二君登壇、拍手〕
○松永忠二君 私は、日本社会党を代表して、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対する修正案を提案いたします。

まず、案文を朗読いたします。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対する修正案
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条の改正規定中「管理職手当」を削る。

かかる提案をいたしました理由は、法律を改正して、市町村立の学校の教職員に対して通勤手当を支給することについては賛成であります。が、小学校、中学校の校長に管理職手当を支給することに反対であるからであります。通勤手当は、第二十八国会において、一般職の職員に対する支給の法律が成立しております。から、これに準じて教職員に支給されることは当然であります。しかし、管理職手当の支給については、次の理由から反対をするのであります。

まず、その第一の理由は、管理職手当は、校長の管理職としての重要性を認め、これを正しく待遇するための給与として与えようとするものではないのであります。これは、校長の管理的地位を強化して、勤務評定における評

定者の地位を合理化し、教職員の権力支配をはかることが第一の目的であるのであります。また、管理職手当を支給されている事実を作ることによって、校長を非組合員とする根拠を作り、教職員組合の組織の分断をはかることを目的とする政治的意図、謀略的目的を持つてゐるからであるのであります。特に、校長非組合員化を検討中であるという岸総理の本会議における答弁からも、これが将来、こういう政策

の目的に利用されることは確実であるのであります。管理職手当が、かかる謀略的なものであるということについては、これが実現されるに至った経過から見れば明らかであるのであります。管理職手当に当る特別調整額の入事院規則の改正については、先ほど加瀬委員からお話がありました。最も新しい改正は、昭和三十三年の九月に改定されたのであります。昨年の九月にこの改正が行われたのであります。しかし、そのときは、国立の高等学校、中小学校の校長は、問題なく除かれていたものであります。ところが、それが改正を行なつて、一月から二月もたたない間に、突如として、その校長、教頭の管理職手当が問題とされるようになってきたのであります。また、文部省は、当初の本年度の予算の要求には、この手当は要求されておらなかったものであります。ところが突然、自民党側の強い要望もあったのか、追加予

算として、この予算が要求されて姿を現わしてきたのであります。当時は勤務評定実施の問題が、ようやくやかましく論議され始めて、校長が第一次評定者としての資格があるかないかというようなことが問題になってくるとともに、勤務評定実施に当つて、校長の立場が非常に困難になってくるということも、予想されてくるようになってきたのであります。文部省が学校教育法にない、法律にはきめてない教頭の制度を施行規則の改正によつて、法律に違反をしてこれを定め、管理職手当の支給の口実を作つたのも、このころであつたのであります。校長の非組合員化をはかる法的な改正が、御承知のように、自民党六役会議で論議をされたことも周知の事実であるのであります。このような関連に立つて、突然、管理職手当の支給が考えられて、急速に実行に移されてきたことから見

て、謀略的なものであるというところは明らかであるのであります。校長の権力強化をはかつて勤務評定を実施し、天下り的な教職員の権力統制をはかつて教育秩序の確立という方法をとるといふことは、岸官僚内閣の性格にぴつたりした方法であるのであります。(拍手)また、校長非組合員化の意図は、職員団体の加入脱退の自由を拘束して、校長の勤務条件の向上を妨げる違憲的な行為であり、なおかつ、日教組の組織に大きくさびを打ち込ん

で、その統一と団結の弱体をはかりとする労働組合弾圧の労働政策であるのであります。かかる意味から私は断固反対をしなければならぬのであります。

その次に第二の点といたしまして、管理職手当の支給は、給与の法律を混乱させる違法的な行為であるということについては、秋山委員あるいは加瀬委員から各方面の指摘があつたのであります。今、文部大臣の答弁を聞き、あるいは人事院の答弁を聞いても、文部大臣は、校長の今度の管理職手当は特別調整額であるというふう

る者は、超過勤務手当の支給を受けることはできません。しかし、教職員は超過勤務手当に見合うものとして、一般職の職員の給与よりも、一号俸高い給与の水準差がついているのであります。これは、ここに来ておる内閣局長が、委員会ではつきり答弁しておるのではありません。一号俸の給与の水準差の違ひは別としても、教職員の給与表を適用されているところに、管理職手当をつけてもらふところの校長は、超過勤務の二重取りであるといふことを言ふこともできるのであります。文部大臣は、管理職手当は管理者としての職責上当然と考えられるから支給するのであると、超過勤務手当的なものであるのではないと言っているのだから、これは管理職手当は特別調整額であるといふことと矛盾をしておるのであります。しかも、こういふ説明を聞いてみても、私たちは、その説明に、法律上は管理者の職責上与えられているのが超過勤務手当的なものである。文部大臣は、管理職手当は管理者としての職責上当然と考えられるから支給するのであると、超過勤務手当的なものではないと言っているが、法律上では管理職手当は特別調整額であるといふことと矛盾をしておるのであります。しかも、こういふ説明を聞いてみても、私たちは、その説明に、法律上は管理者の職責上与えられているのが超過勤務手当的なものである。文部大臣は、管理職手当は管理者としての職責上当然と考えられるから支給するのであると、超過勤務手当的なものではないと言っているが、法律上では管理職手当は特別調整額であるといふことと矛盾をしておるのであります。

にも支給するからというよりなことの話があるのではありませんが、これについては、加瀬委員からも再々御質問があったのであります。関係予算がすでに国会を通過して、人事院規則を改めればすぐ支給できるので、まだ人事院規則が改められておらない。実は人事院は、この法律が成立したらば、その法律成立に名をかりて、規則改正をして行こうといふのが人事院の態度なのであります。それほど無理なものであるといふことは、実は五十人も四十人もおる各所の各省庁の出張所の所長でも管理職手当をもらつておらないのに、五人や六人の教職員の管理的地位にある校長がこの手当をもらふといふことは、公務員給与の均衡を失ふことになるのであります。しかも、五、六人の学校の教頭にまでこれを支給しようといふのであります。私は真に校長を優遇しようとするならば、給与表を改めて行けばいいのであります。しかし、管理職手当という名前がやらなければ、実はその政治的目的を達することができないからなのであります。法を守ることを岸総理は施政方針の演説の中で強調されました。これこそ民主主義を守る道だと強調されたのであります。なぜこの問題について、正しく法を守るといふことをおやりにならないのでありますか。(拍手)

なお、管理職手当をもらふことを校長は熱望しておるではありません。また、今の教育を考へるなら、もつとこの金を使ひべき場所があるといふことについても、皆様方から御指摘がありました。全国小学校長会でも、その決議で、管理職手当を支給する金があるなら、各学校に差支教諭や事務職員を置いてほしい、給食婦の身分を確保して、給与を高めてほしいといふことを要望しておるのであります。校長、教頭に五千円程度のものを支給するようによに要求しておるという初めのころ、若い教員の投票には、その金があれば、私の学校には、二人の若い先生をふやしてもええ、どんなに教育がよくなるか、また、校長先生も、それを望んでおるといふことを投票をしているのであります。地方負担も入れれば三千人の先生をふやすことができるのであります。政府は、こゝし、少し詰め教室を解消すると称して、五千人の教員を増加したただけなのであります。父兄の負担の軽減のためにも、熱望された学校の建築関係の予算は一千万円増加をしたのみであります。恵まれない子供たちへの教科書代補助は一億九千万円であることを思ふとき、この金はもつと優先的に使われるべき場所があると思ふのであります。給与についても初任給を上上げてほしい、僻地手当を高くしてもいい、宿日直手当や旅費を正しく支給してほしいといふことを、校長

の間熱望しているのかかわらず、こゝろのものが少しも解決しておらないのに、要求しない管理職手当だけは進んで支給するといふのであります。これはおかしいではないかといふことを考へるのは、当りまえだと思ふのであります。くれるものなら、ありがたくもらつておけ、もらつておる以上、これもあるやうのが当りまえだといふよりなことは、資本家的態度が露骨に現われていると思ふのであります。(拍手)少し気骨のある先生であるならば、たたき返す気持になるといふことは当りまえだと思ふのであります。支給を当然とする通勤手当と、支給を必要としない管理職手当とを一つの法案としたことも排斥すべきであります。この法案が二十八国会で審議未了となつた後に、社会党が反対をしたので通勤手当を支給することができなかつたと、自民党政府は宣伝して、社会党と教職員との離間をはかつたのであります。ここにも改正法律案の悪質な意図を見ることがあります。以上理由から、私はここに修正案を提案して通勤手当の支給を可能にする本修正案を提案したのであります。議員各位の御賛成を心から熱望する次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 討論の通告がございます。順次、発言を許します。吉田法晴君。私は日本社会党を代表して、ただいま議題となつております内閣提出の市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案原案に対して、断固反対するとともに、第一条の改正規定中、管理職手当を削る社会党提出の修正案に賛成をいたすものであります。(拍手)

本法案は、前国会にも提出せられましたが、審議未了となり、今国会に再び重要法案として提出されたわけであり、多くの疑惑を持たれているのであります。かかる法案が、本院の文教委員会においては、事実上何ら審議もせられないままに、委員長の間報告が多数をもって議決され、ここに非常に制限された法案審議の反対討論をしなければならぬことを、私は心から遺憾に思ふのであります。(拍手)

従つて、私はここに法案の疑義を諸君に披瀝し、原案が否決せられ、修正案に賛成せられんことを強く希望するのであります。

疑義の第一点は、提案理由に、国立の高等学校以下の校長に対して、管理職手当を支給するための予算措置が講ぜられたことと、公立学校の教育公務員の給与は、国立学校のそれに準ずるといふ、教育公務員特例法の規定をあげております。しかしながら、実は国立学校の校長に対する管理職手当、す

なわち俸給の特別調整額を支給するた
めには、人事院規則九の十七が改正せ
られなければなりません、これはい
まだ改正せられておりません。従つ
て、この提案の理由は、理由になつて
いないとともに、今ここで、われわれ
がこの法律案に賛成することは、従来
の国家公務員法、人事院規則、地方公
務員法に混乱を生ずること、さきに同
僚議員が指摘したところであります。

一、根本的に言つて、人事院規則の
制定は、国家公務員法第三条第四項の
規定により、人事院のみに与えられた
職責であつて、総理といえども、これ
に関与することはできないのでありま
す。この民主的公務員制度は、政府か
ら独立した人事院をして守らせ、官僚
制度の復活を阻止したいというのが、
現在の公務員制度の建前であります。

今回の国立学校の校長に対する管理職
手当の予算がついたというところだけ
で、人事院が規則を改正するとしてた
ら、これは順序が逆であるばかりでな
く、民主的教育公務員の制度のかわり
に、官僚支配を打ち立てようとするも
のでございます。(拍手)人事院規則が
今なお、なぜ改正されないのでありま
しょうか。人事院は民主的公務員制度
の擁護者として、人事院規則を改正す
ることに反対であるはずであります。

疑義の第二点は、教育公務員に対し
て、管理職手当あるいは俸給の特別調
整額が支給できるかどうかという問題

であります。管理職手当あるいは俸給
の特別調整額は、一般職給与方法によれ
ば、管理または監督の地位にある者
が、職務の特殊性に基き支給されると
ありますが、大学の学長、学部長、高等
学校以下の校長が、真に管理または監
督の地位にあるかどうかは、学校教育
法第二十八条、教育公務員特例法第二
十五条の規定等によつても、はなはだ
あいまいであります。さらにこの手当
は、勤務時間に関係して支給されてい
る超過勤務手当のかわりとして支給さ
れていることは、当時の人事院の言明
でも明らかでありますし、事実は、先
ほど同僚加瀬君が明瞭に指摘したた
通りであります。教育公務員について
は、事実上夏季休暇、自宅研修等のこ
ともあり、超過勤務時間の把握が困難
であるため、初任給基準を一号俸高
する等、俸給表に水準差を設け、超過
勤務手当を支給しないためのカバーを
してきたというところ、従来の文部省
の説明で明らかであります。従つて
今回、校長に管理職手当を支給せんと
することは、一般教員に超過勤務手当
を支給しない限り、給与の不均衡を来
すのであります。これは給与の根本
原則からいって全く不当なことであり
ます。文部省は昭和二十四年、次官通
達をもつて、教員に超過勤務を行わせ
ないよう配慮いたしてまいりたい、ど
うしても超過勤務をさせる必要がある
ときは、特別に手当を出してもよいと

言明しておりますが、今日、校長のみ
に予算措置をし、教員に対する一般的
な超過勤務手当の予算措置をしないとい
うことは、校長と一般教員を差別取
扱いをし、その間に不和を生ぜしめ、
教育の場に暗い空気を送り込むことで
あつて、校長を金でつり、教員間に疎
隔と対立を作り、教員組合の分断をね
らい、果ては教員組合から校長を除く
ための法案を、今後提案する意図に基
く措置であると断ずる以外にありませ
ん。教職員組合の弾圧分裂政策以外の
何ものでもございません。(拍手)

校長の給与は、今日の給与法あるい
は各県給与条例において、一般の教諭
が二等級であるに對し、一等級として
取り扱われ、職場の責任と困難の度合
いに応じた待遇がなされておられ、この
上に、校長のみに七割という、一般公
務員において他に例を見ない低い管理
職手当を支給し、一般教員に對して
は、何もそれに見合う措置をしないとい
うことは、人事院がいつも言う、給
与は職務給と生活給の調和の上に立
ち、公平を原則とすべき給与の建前か
ら言つて、まことに不合理であり、国
家公務員法、地方公務員法、一般職給
与方法の關係規定及びこれに共通する原
則、精神から言つて、断じて許されな
いものと確信をいたします。

疑義の第三点は、法改正の内容の一
つとして、市町村立の義務教育諸学校
の教職員に對して通勤手当を支給し、

それは都道府県負担とすることを規定
をしておりますが、その額は、実費支
給を原則とすることが当然でありなが
ら、予算上は、本年度より実施された
国家公務員のそれと同様、最高額を六
百円に押える義務教育費国庫負担金し
か組まれていないことは、実情にそぐ
わないことでありまして、われわれ
は、従来の主張通り、通勤手当は賛成
であります。その引き上げを要求す
るものであります。

以上、ごく大まかに問題点を指摘し
つつ、私は、原案反対、修正案賛成の
理由を申し述べて参りましたが、これ
を要するに、本法案に規定する管理職
手当の支給については、義務教育振興
の立場から見て、マイナスにこそな
れ、積極的役割をするものは何もない
と思つてあります。(拍手)義務教育
の振興は、だれしも認める通り、すし
詰の教育の解消、教育施設、設備の改
善、教員定員の確保、恵まれない子供
たちのための特殊教育の振興等、なさ
ねばならぬ喫緊の問題が山積している
のであります。もちろん教職員の給与
も、一般公務員と同様、いまだ生活を
ささえるに足る十分なものは、あり
ませんから、體面的な待遇改善がされ
ることこそ、教育の振興にとって喫緊
なものでございます。しかるに、この
法律案は、教育公務員の一般的給与水
準の引き上げではなく、公立学校の学
校長にのみ、わずか七割の管理職手当

を支給し、もつて、従来、管理職でない
とせられたものを管理職とし、教職員
の間に疎隔と対立をともたらし、文部
省、任命された地方教育委員会、校長
という行政体系、管理体系を作らんと
するものであります。これは民主的公
務員制度の破壊であります。民主的
教育行政制度は、戦前の中央集権的な
官僚教育制度によつて、軍国主義教
育、戦争のための教育がなされた失敗
を再び繰り返さないために、地方自治
制度の中で、中央集権的な教育でな
く、民主的な、公選された委員による
教育行政が教育委員制度によつて行わ
れて参つたのであります。教職員とし
て同じ校長と教員の協力によつて教育
が行われて参りました。しかるに、教
育委員の任命、これは官選と同一であ
りますが、教育行政の民主性の剝奪、
そして文部省の指導助言という形で官
僚化し、中央集権化された文部行政を
ここに確立し、よつて、この官僚化、
中央集権化された教育行政機構の一環
として、校長を管理職としようとする
ものであります。この機構に、勤務
評定の実施を強行し、納得と理解の上
の協力でなくて、利益誘導と差別支配
をしようとしたしておるのであります
が、この管理職手当によつて階級支配
を強化しようとしておるのが、この法
律案のねらいであります。これは協力
すべき教職員に分裂をもたらしもので
あり、民主教育制度の破壊の、目標と

それは都道府県負担とすることを規定
をしておりますが、その額は、実費支
給を原則とすることが当然でありなが
ら、予算上は、本年度より実施された
国家公務員のそれと同様、最高額を六
百円に押える義務教育費国庫負担金し
か組まれていないことは、実情にそぐ
わないことでありまして、われわれ
は、従来の主張通り、通勤手当は賛成
であります。その引き上げを要求す
るものであります。

以上、ごく大まかに問題点を指摘し
つつ、私は、原案反対、修正案賛成の
理由を申し述べて参りましたが、これ
を要するに、本法案に規定する管理職
手当の支給については、義務教育振興
の立場から見て、マイナスにこそな
れ、積極的役割をするものは何もない
と思つてあります。(拍手)義務教育
の振興は、だれしも認める通り、すし
詰の教育の解消、教育施設、設備の改
善、教員定員の確保、恵まれない子供
たちのための特殊教育の振興等、なさ
ねばならぬ喫緊の問題が山積している
のであります。もちろん教職員の給与
も、一般公務員と同様、いまだ生活を
ささえるに足る十分なものは、あり
ませんから、體面的な待遇改善がされ
ることこそ、教育の振興にとって喫緊
なものでございます。しかるに、この
法律案は、教育公務員の一般的給与水
準の引き上げではなく、公立学校の学
校長にのみ、わずか七割の管理職手当

を支給し、もつて、従来、管理職でない
とせられたものを管理職とし、教職員
の間に疎隔と対立をともたらし、文部
省、任命された地方教育委員会、校長
という行政体系、管理体系を作らんと
するものであります。これは民主的公
務員制度の破壊であります。民主的
教育行政制度は、戦前の中央集権的な
官僚教育制度によつて、軍国主義教
育、戦争のための教育がなされた失敗
を再び繰り返さないために、地方自治
制度の中で、中央集権的な教育でな
く、民主的な、公選された委員による
教育行政が教育委員制度によつて行わ
れて参つたのであります。教職員とし
て同じ校長と教員の協力によつて教育
が行われて参りました。しかるに、教
育委員の任命、これは官選と同一であ
りますが、教育行政の民主性の剝奪、
そして文部省の指導助言という形で官
僚化し、中央集権化された文部行政を
ここに確立し、よつて、この官僚化、
中央集権化された教育行政機構の一環
として、校長を管理職としようとする
ものであります。この機構に、勤務
評定の実施を強行し、納得と理解の上
の協力でなくて、利益誘導と差別支配
をしようとしたしておるのであります
が、この管理職手当によつて階級支配
を強化しようとしておるのが、この法
律案のねらいであります。これは協力
すべき教職員に分裂をもたらしもので
あり、民主教育制度の破壊の、目標と

を支給し、もつて、従来、管理職でない
とせられたものを管理職とし、教職員
の間に疎隔と対立をともたらし、文部
省、任命された地方教育委員会、校長
という行政体系、管理体系を作らんと
するものであります。これは民主的公
務員制度の破壊であります。民主的
教育行政制度は、戦前の中央集権的な
官僚教育制度によつて、軍国主義教
育、戦争のための教育がなされた失敗
を再び繰り返さないために、地方自治
制度の中で、中央集権的な教育でな
く、民主的な、公選された委員による
教育行政が教育委員制度によつて行わ
れて参つたのであります。教職員とし
て同じ校長と教員の協力によつて教育
が行われて参りました。しかるに、教
育委員の任命、これは官選と同一であ
りますが、教育行政の民主性の剝奪、
そして文部省の指導助言という形で官
僚化し、中央集権化された文部行政を
ここに確立し、よつて、この官僚化、
中央集権化された教育行政機構の一環
として、校長を管理職としようとする
ものであります。この機構に、勤務
評定の実施を強行し、納得と理解の上
の協力でなくて、利益誘導と差別支配
をしようとしたしておるのであります
が、この管理職手当によつて階級支配
を強化しようとしておるのが、この法
律案のねらいであります。これは協力
すべき教職員に分裂をもたらしもので
あり、民主教育制度の破壊の、目標と

を支給し、もつて、従来、管理職でない
とせられたものを管理職とし、教職員
の間に疎隔と対立をともたらし、文部
省、任命された地方教育委員会、校長
という行政体系、管理体系を作らんと
するものであります。これは民主的公
務員制度の破壊であります。民主的
教育行政制度は、戦前の中央集権的な
官僚教育制度によつて、軍国主義教
育、戦争のための教育がなされた失敗
を再び繰り返さないために、地方自治
制度の中で、中央集権的な教育でな
く、民主的な、公選された委員による
教育行政が教育委員制度によつて行わ
れて参つたのであります。教職員とし
て同じ校長と教員の協力によつて教育
が行われて参りました。しかるに、教
育委員の任命、これは官選と同一であ
りますが、教育行政の民主性の剝奪、
そして文部省の指導助言という形で官
僚化し、中央集権化された文部行政を
ここに確立し、よつて、この官僚化、
中央集権化された教育行政機構の一環
として、校長を管理職としようとする
ものであります。この機構に、勤務
評定の実施を強行し、納得と理解の上
の協力でなくて、利益誘導と差別支配
をしようとしたしておるのであります
が、この管理職手当によつて階級支配
を強化しようとしておるのが、この法
律案のねらいであります。これは協力
すべき教職員に分裂をもたらしもので
あり、民主教育制度の破壊の、目標と

を支給し、もつて、従来、管理職でない
とせられたものを管理職とし、教職員
の間に疎隔と対立をともたらし、文部
省、任命された地方教育委員会、校長
という行政体系、管理体系を作らんと
するものであります。これは民主的公
務員制度の破壊であります。民主的
教育行政制度は、戦前の中央集権的な
官僚教育制度によつて、軍国主義教
育、戦争のための教育がなされた失敗
を再び繰り返さないために、地方自治
制度の中で、中央集権的な教育でな
く、民主的な、公選された委員による
教育行政が教育委員制度によつて行わ
れて参つたのであります。教職員とし
て同じ校長と教員の協力によつて教育
が行われて参りました。しかるに、教
育委員の任命、これは官選と同一であ
りますが、教育行政の民主性の剝奪、
そして文部省の指導助言という形で官
僚化し、中央集権化された文部行政を
ここに確立し、よつて、この官僚化、
中央集権化された教育行政機構の一環
として、校長を管理職としようとする
ものであります。この機構に、勤務
評定の実施を強行し、納得と理解の上
の協力でなくて、利益誘導と差別支配
をしようとしたしておるのであります
が、この管理職手当によつて階級支配
を強化しようとしておるのが、この法
律案のねらいであります。これは協力
すべき教職員に分裂をもたらしもので
あり、民主教育制度の破壊の、目標と

を支給し、もつて、従来、管理職でない
とせられたものを管理職とし、教職員
の間に疎隔と対立をともたらし、文部
省、任命された地方教育委員会、校長
という行政体系、管理体系を作らんと
するものであります。これは民主的公
務員制度の破壊であります。民主的
教育行政制度は、戦前の中央集権的な
官僚教育制度によつて、軍国主義教
育、戦争のための教育がなされた失敗
を再び繰り返さないために、地方自治
制度の中で、中央集権的な教育でな
く、民主的な、公選された委員による
教育行政が教育委員制度によつて行わ
れて参つたのであります。教職員とし
て同じ校長と教員の協力によつて教育
が行われて参りました。しかるに、教
育委員の任命、これは官選と同一であ
りますが、教育行政の民主性の剝奪、
そして文部省の指導助言という形で官
僚化し、中央集権化された文部行政を
ここに確立し、よつて、この官僚化、
中央集権化された教育行政機構の一環
として、校長を管理職としようとする
ものであります。この機構に、勤務
評定の実施を強行し、納得と理解の上
の協力でなくて、利益誘導と差別支配
をしようとしたしておるのであります
が、この管理職手当によつて階級支配
を強化しようとしておるのが、この法
律案のねらいであります。これは協力
すべき教職員に分裂をもたらしもので
あり、民主教育制度の破壊の、目標と

するところは、民主教育を破壊し、平和教育を破壊し、そして現に進めておる憲法違反の自衛隊の増強、日米軍事同盟あるいはNEATOの結成、そして限定原子戦争という名前で原子戦争をしようとする準備の一端でなく何でありましょ。青年よ、銃をとるな、平和憲法を守ろう、こういう教育をやめさせるための教育をなさしめんがためであります。それをことさらに、勤務評定を強行実施せんとしたり、校長のみにあえて少額の管理職手当を支給して、一般の教職員から切り離して管理職にするために、この市町村立学校職員給与負担法の一部改正を無理に、審議もさせず強行通過をはからんとする政府与党の態度は、法律案そのものや、教育制度の改革が目ざすがごとく、ファッショそのものであります。私は、戦前、官僚が軍部と結んで次第にファッショ化し、議會を無視し、議會を引きずって翼賛議會にしていった過程を今ここに思い起し、佐藤軍務局長が「黒れ」と議員をしかりとばし、元貴族院の本議場において、美濃部達吉先生に一身上の弁明を余儀なくせしめ、ついに沈黙を守らざるを得ざらしめた議會史の暗い過去を思い起さざるを得ないのを遺憾に思ひるのであります。

私は、ここに日本の民主主義、平和主義を守り育てるため、その基礎となる民主教育、平和教育をあくまで守るために、戦争への道を再び歩まないために、また、全国に二千五百万人の児童生徒の教育と幸福を守るために、原案に対して断固反対の意を表し、社会党提出の修正案に賛成をする討論を終るものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 野本品吉君。

〔野本品吉君登壇、拍手〕

○野本品吉君 討論に先立ちまして、私は一言、私どもの立場についての誤解があるようでありますから、これを解するために申し添えることをお許しいただきたいと思ひます。

先刻来の社会党の同僚議員諸君の発言をよく聞いておりますというところ、今度のこの法案につきまして、私及び私どもの自民党が、社会党の諸君に発言の機会を絶対に与えないという方針のもとに、この法案審議に臨んだということが、しばしば言われておるのであります。これは全く事実と反するのであります。これは、この点を明らかにしてから、討論に入りたいと思ひるのであります。(拍手)

社会党の諸君は、この法案がきわめて重要な法案であるというので、予備審査の段階において、本會議の上程を要求し、大臣の趣旨説明を求め、これに対する質問をいたしました。それほど重要な法案でありますので、(賛否を明らかにしろ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)かように重要視して

いる法案でありますから、私どももまた、これを慎重に審議したいと思ひました。衆議院から法案の送付直後からの審議を期待いたしておたのであります。(なぜ討論をしないか)と呼ぶ者あり(討論に先立って弁明しておると、こう言っておる。しかるに、私どもの十分に審議する時間を求めようとする機会に、遺憾ながら、これを与えられないことがなかったのであります。そこで、私どもは四日という会期をめぐらしたしまして、どうしたら十分なる審議の時間を求めることができるかということ、それぞれの日に適当な時間を割り当てまして、計画を立てました。その私どもの四日議了という基本線に基いての審議の時間は、実に十数時間の多きを確保しておいたのであります。(討論々々)議長、注意し。

私は、自由民主党を代表いたしました。松永忠二君の修正案に反対し、原案に賛成をいたします。(拍手)

討論の冒頭において申し述べたいことが一つあります。それは、社会党の諸君は、この法案がきわめて重要な法案であるというので、予備審査の段階において、本會議の上程を強く要望し、大臣の趣旨説明を求め、かつこれに賛疑を行なったのであります。かような、この案に対する審議の熱意は、当然、衆議院から法案が送付されれば、

直ちに審議されるであらうということをおわれれば期待しておったのであります。(拍手)しかるに、われわれのこの期待は、遺憾ながら実現することができません。そこで三十日の午後の理事会におきまして、私は、会期の四日を基準といたしまして、三日までに委員会の討論採決を終る、これをめどにして、野党諸君のために十数時間におたる審議を確保いたしましたのであります。しかるに、この日程を組むに当りまして、私どもは、どこまでも三日に委員会を上げる、この全体の計画の上に立つての審議日程を組みたいということとを強く要望した。社会党の諸君は、きょうはきょう、あしたはあしたというものの考え方でありまして、この点において、私どもと社会党の諸君の考え方がどうしても一致しない。その結果が、今日の状態に至っておるのであるということを、明らかに指摘しておきたいと思ひるのであります。(拍手)

さて、ただいま上程になっております市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案であります。今までは社会党の諸君からは、校長に対する管理職手当につきまして、あらゆる角度からの反対の主張がなされました。私どもは、政府からもある説明のありましたように、校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する地位にあるものであります。また、所属職

員の身分上のことについて意見を具申することのできる立場にあるのであります。これは法律上の観点から見ましても、また、その責任と地位の職務内容から見ましても、管理職であるという点に對して、一点の疑いを差しはさみません。

その第二は、一般職の職員の給与に關する法律第十條の二は、管理職手当は、管理または監督の地位にあるものに對し、その職務の特殊性に基いて支給せられるものであるという明文がありますことは、申し上げるまでもありません。

以上二つの理由に基いて、市町村立学校の校長に對しまして、すでに管理職手当を支給されておりますところの大学の学長、学部長と同様な処遇をなすべきであるというところは、まさに当然のことでありまして、私どもは、むしろその実施がおそきに失し、その額が低きに過ぎる点を指摘して、今後の是正を求めなければならぬと考えておるのであります。(拍手)

次に、この法案につきまして、世上若干の批判がありますのが申したいと思ひますが、その第一は、この法案の実施が地方財政に影響を持つてくることであるが、この点につきましては、すでに地方財政計画において、それぞれの措置が講ぜられておつて、その憂いはないと、かように考えるわけでありまして、第二は、

昭和三十三年七月四日 参議院會議録第十号 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(前会の続)

ただいま吉田君からも御意見がありました。管理職手当の支給は、それに

きわめて純粹に求めている以外の何ものでもありません。(拍手)

私はこの法案について、最初から反対されておりました社会党の諸君が突如として、修正案を出されたのであ

りますが、このことについても一言二言を指摘せざるを得ないのであります。と申し上げますのは、この法案の実施について、最初から反対されておりましたのは、日教組の諸君が一番強烈であつたのであります。おそらく

社会党の皆さんも、この法律の成立については、心ひそかにこれを期待しておるごころと思うのであります。もしも、そういう期待を内に藏しながら、

これに反対するということならば、天下の公党である社会党は、この圧力に屈したというそしりを受けるかもしれない。(拍手)

以上、所見の一端を申し述べまして、重ねて修正案に反対し、原案に賛成するものでありますが、この際、社会党の諸君は、いろいろな行きがかり

やら何やらを一擲されて、意を翻して
原案に同調、賛成されることを心から
希望いたしましたして、私の討論を終りま
す。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 岡三郎君。
[岡三郎君登壇、拍手]
○岡三郎君 私は、日本社会党を代表

して、ただいま議題となりました市町

村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対して提出されました。

会党の修正案に賛成し、政府府案に反対の意思を表明せんとするものであります。（拍手）

ただいままで、各種の角度から、本法案に対しまして、それぞれの反対、

賛成意見が述べられて参りましたので、私は角度を変えまして、本法律案に対する反対の意見を進めたいと思います。

社会党といえども、もちろん、学校の校長に対する待遇の改善については、反対するものではありません。ただし、先ほど同僚の松永君が指摘した通

り、一人二千円内外の金で、いわゆるエビでタイをつるといふふうな、こういうやり方に対しては、はなはだしく、自民党の政策に対しては意図的なものを感ずておるといふことを指摘せ

思うのであります。(拍手)これは地方財政の貧困に伴いまして、佐賀県における事例を見てもわかると思うのであります。佐賀県におけるところの地方財政の貧困が、どの程度教職員の首切りを強行したかということは、今さら言を待たないのであります。このように、教職員を地方財政の貧困に名をかりて首切りをし、やがては愛媛において、地方財政の貧困というのを理由にして、そうして動議を強行したということは、隠れもない事実なのであります。

こういふふうな事実の上に立つて、全国の校長、教職員が、この政府の悪らつたる意図というのに対して、自民党はもう少し良心的に、もっと、こういうふうな金があるならば、教育の充実の方向に対してなぜ金を使わないのか、こういう方面に対するまじめなる批判があるのであります。もちろん校長さん方においても、待遇の改善は、冒頭言ったように、だれもほしがらない者はありません。社会党に対して、自民党に対して、常時待遇の改善を言っているのが現状であります。が、それならば、もう少しすなおに待遇改善の方向に対して、まじめにこの方策を進めるべきであらうと思うのであります。しかるに、これに対する自民党の考え方というものが漸次露骨になるにつれて、この法律案に対する明確なる反対意思表示をしてきておると

いうことを指摘しなければなりません。

私は、次に、文部省に対して、この問題についての意見を申し上げます。文部省は、いわゆる鈴木氏が文部次官の当時以来、現在の日教組に対する一つの手段として、全部の地方公務員である教職員を国家公務員にしよとする法律を提出いたしました。その昭和二十八年の三月は、ばかやろう解散によりまして、この意図は水泡に帰したのであります。その後順次、大違文政、清瀬文政、その間にひょつくり灘尾文政が入りましたが、今ここに受け継いだ灘尾文政、この五、六年におけるところの一貫しておる方針といものは、教育の充実という方向ではなくして、どこまでも、日教組相手にせよという態度であります。このような自民党の態度が、教育を混乱させておるといふことを指摘して、私はこの点を自民党に反省を求めなくてはならぬと思うのであります。(拍手)

次に、文部省が、この自民党の手先となつて、特に現状においては、内藤初中局長というものは、その模範的なものであると指摘しなければなりません。私が文部省に要求するならば、指摘するならば、文部省は、教職員に対して、政府の手先になつて弾圧するのではなくして、文教委員会の背景を得て、大蔵官僚に対して取っ組むべきであらうということを私は言いたいので

あります。一般の教師に対しては、ろくでもないところの教育費しか獲得できない程度で、絶えず大蔵省に対しては弱腰である。そういう中において、政府の尻押しによつて、この四億四千万五百万円というものをとつて、鬼の首でも取つたように、校長にこれをばなむけとして、動議その他を強行しようとする、あるいは非組合員化の方向へ強行しようとする、こういう態度は、文部省が徹底的に批判され、改めなければならぬところでありまして、私は、以上のような観点に立ちまして、文部省当局が現在出しておられますところのこの法案に対しては、反対してやまないものであります。最後に、本法において、もしも自民党の諸君並びに文部省が、七〇程度でよろしいという佐藤大蔵大臣の言明を、今ここに野本君が、自民党は今後これを増額するのだ、教頭にもこれを施行するのだ、こういうふうなことを申し出ておられますが、こういうふうな七〇という問題については、どうしてもだれも理解をし、了解をしておらないのであります。つまり、現状におけるところの管理職手当というものが一二%を最低限度にしておるのに、なぜ今回、校長を七〇%にしたのか。財政事情が許さないといつても、こういう問題についての政府の責任というもののについて、今後明確にしなければならぬことを、ここで申し上げておきます。

つまり、私の言わんとする点は、純粋な教育の見地に立つて、教育基本法の精神を体して、あくまでも文教当局は行政的な立場において、施設の充実等、教育条件を具備するために全力を振りまきでありまして、このような政治的な法案を次々に出して、教育界を混乱させ、校長の良心を麻痺させ、教師というものを悲愴のどん底に落ち込ましておるという現在の自民党のいわゆる政策に対して、この法案は露骨にその意図を表明しておるものと思うのであります。

私は以上の点につきまして、この法律案が、このような深夜国会を迎えて強行され、しかも会期は一方において延長されようとしておる、こういうふうなことが国会正常化ということに反するといふ点を指摘するのみならず、こういうことをしてまでも、校長に管理職手当をつけて、一体何をしようとしておるのか。二千万の金で校長にこびを売つて、あるいは買収することによつて、何をしようというのか、こういうふうな点を指摘するにとどめておきますが、ほんとうに自民党が教育を愛するならば、日教組を向うにして教育を愛するならば、社会党を向うにして教育を愛するならば、ジュット機など作らずに、再軍備予算を教育費に向けて、真の意味の文化国家政策といふものを樹立して、真に国民大衆

にこれを訴えることが日教組対策である、私はこの壇上においてお教え申し上げておきたいと思うのであります。(拍手)このような、こぞく手段を使つて、いつまでもやっているといふことは、教育の内容の充実にならず、ほんとうに国民が、こういうふうな法律に対して迷惑を感じている、こういうふうな点について、自民党の皆様方の反省をここに強く希望します。最後に、通動手当については、先ほどわが党の松永議員が提案をしておりますので、私はこの点については深く申し上げませんが、六百円の限界というものは、これは現状に適當しておらぬといふことであります。この通動手当といふものは、民間において、現状の實際に即して支給されておるといふのが現状ではないでしょうか。しかしながら、われわれをして言わしめれば、おそきに失してこの法案が出てきたことについて文句があるが、通動手当といふものについては、次の方途を考えて、これに賛成しておるものであります。

以上、われわれは政府原案に反対し、われわれ社会党の提出しておるところの通動手当の修正案について、ここに賛成を申し上げ、私の討論を終らんとするものであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 常岡一郎君。

(常岡一郎君登壇、拍手)

○常岡一郎君 私は教育会を代表いたしまして、ただいま議題になりました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対して、原案賛成、修正案反対の討論をいたしたいと存じます。(拍手)

法案の内容を考えて参りますときに、すでに国立の大学の学長、またその学部長に対しては、管理職の勤務手当の支給されておりますことにかんがみまして、市町村立学校の校長のその職務内容から考えまして、当然これは支給すべきものであると考えますので、これに賛成するわけであります。

第二点は、すでに社会党の全員賛成の通動手当の問題であります。これはすでに本年の四月から国家公務員に支給されておりますので、当然、これは市町村立学校の教職員にも、また支給されるべきものであるというを思ひますので、これも賛成であります。

第三の点について申し上げますのは、これは内容の問題というよりも、むしろこの法案の性質と言いますか、これがもし出す雰囲気といいますか、こゝろの点について非常な問題があるのではないかと考えます。それは、すでに予算にも計上されておりますような問題を、そうして、内容を調べてみますと、それほど大問題ではないものが、この晩の国会とまで言わ

れるような汚点を残すような、この国会になりましたことは、これはまことに、どこに原因があるのかということ、深くそこに考えてみなければならぬと思うのであります。(拍手)

この内容に書かれておられないが、私も出します雰囲気を考えてみますと、それは日教組の分断をはからんとする陰謀であるというふうに考えられておりますのに、そうじゃない、政府はそうではないのだと言っておられるが、しかし、そうであると思われるような問題とか、それが一つの不思議な雰囲気を生み出し、妖雲を生み出して、そうして、その次に波紋がかなり大きいものがあるから、今日のような大へんな状態になったのではないかと考えるのであります。

そこで、私は申し上げたいのは、これをはつきり考えて参りますときに、教育の問題は、ほんとうに平和な正しき秩序の上に、その教育のすべての組織があらねばならぬと考えます。そうすれば正しい平和の秩序というものは、当然相反する二つのものが、みごとに調和するところにのみ、平均のとれた調和があることを考える。この点から申し上げますならば、今言わんとするのは、むしろ日教組は、一つの色でなくて、二つの相反する性質のものが、それが一緒に組織の中にみごとに調和するように分断するのだと、政府

の方も言つたらどうかと、私も考えてみたのであります。

同時にまた、社会党の方も、その分断されることの中に、ほんとうに賢明なる日教組のあり方が生まれるんだと悟らなければならぬのだと思うのであります。(拍手)

なぜかならば、一切のものの平和の根底は、相反する二つのものがみごとに調和を保つことから生まれております。人間のからだに考えてみまして、酸性とアルカリ性の二つの力がみごとに調和して、健康体が保たれておる。求心力と遠心力とをもつて、初めてみごとなる天体の運行が行われておる。相反する二つが常に一つに調和しなければならぬ。こう考えて参りますときに、反対のものを否定して、一色で塗りつけて行こうとするものが、これが多くの場合に、驚くべき破壊を呼んだというのが歴史に明らかな点であります。(拍手)

これは、よく日教組の人たちが言われますが、常に戦争にかり立てるのは、道徳の教育をすれば戦争になるんだというようなことが言われますが、しかし、道徳の教育によって戦争が起つたのではない。この前の戦争が起つたのは、国会を否定して、法律を無視して、そうして、みずからの国家革新という美名のもとに、革命思想を持った青年将校が、一斑の力をもつて、反対の勢力を全部駆逐して、つい

に、国政を壟断したところに悲しき国家の破滅があり、みずからの破滅を来したのが、股鑑からさる青年将校の姿であつたと考えざるを得ないのであります。言いかえるならば、道徳の教育によって戦争が起つたのではなくて、一党独裁の一つのわがままが、この結果を呼んで、しかも、哀れな敗戦の日本が、実に惨憺たる敗戦の日本が、わずか十年の間に回復して、きょうのりっぱな日本を作り上げてきましたのは、艱難にも負けず、苦難に耐えて、常に精神的訓練と、長き藩閥の結果であつたと考えざるを得ない。かくして考えて参りますときに、(議長、注意「関係ない」と呼ぶ者あり)関係あります。かく考えて参りますときに、(関係ないぞと呼ぶ者あり)関係があります。言いかえますれば、私が今言わんとするところは、日教組の分断は、今日のこの団結の力のためにはマイナスでありまして、むしろ、日教組のためには、マイナスであるかしらぬが、日本の教育のためには、プラスになるといふことを私は申し上げたい。(拍手)一色ならんとするものは、決して真の平和ではない。口には平和を唱えながら、常に争いを教えている姿は、無念きわまりなき姿ではないかと

にりっぱに出てきた方が、私はむしろいいんじゃないかと思ひまして、そういう意味においても、この原案に賛成し、そうして修正案に反対するものであります。

討論を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 岩間正男君。

(岩間正男君登壇、拍手)

○岩間正男君 私は、日本共産党を代表しまして、ただいま議題となつております法案の社会党提出の修正案に賛成し、原案に対しては絶対に反対するものであります。

まず何よりも、原案の適用を受けようとする学校長諸君が、この法案には、実は賛成していないのでござります。高知県では、全県下六百有余名の校長会が全面的にこれに反対して、勤務評定実施のための管理職手当をやめ、その金をすし詰め学級解消のために回すべきであると、こゝろの決議をしておるのであります。これはまことに良心的な教育者の高鳴りの声であると思ひます。少くとも、わが国教育の現状をつぶさに見詰め、いつでもその将来を憂うる人でありましたならば、この声に耳を傾けざるを得ないのであります。

なぜならば、日本の現実の教育は経済的、財政的に非常に貧困であるからであります。私はその例として、校長会の諸君が、すし詰め学級の問題を自分たちの待遇よりも先に取り上げた

いうことは、非常に実良心的な問題があると思ふのであります。すし詰め学級解消の問題は、自民党の選挙公約でもあったはずであります。ところが、政府はまだほとんど何もこれを解決しようとは思っておりません。この前、当国会におきまして激しい追及がありました。去る六月二十七日に、し

ぶしぶ開議決定事項を発表しました。これによると、五カ年計画で一学級五十五人以上にするという案なのであります。これはまことに驚くべき案と言わなければなりません。

一体、政府は、現在の法律である学校教育法施行規則に、一学級の生徒、児童数は五十人をこえることができないと、かつて自分たちの手ではっきり規定したことを覚えておるのかどうか。

さらに、世界の教育の現状を見るときに、一学級はほとんど三十人以下になつております。五十人という例はほとんどないのであります。こういうことを一体政府は知っておるのであるかどうか。よく勤務評定の問題では、こ

れは法律に規定しているのだからやゝ、ただこう言つておる。しかし、すし詰め学級の問題では、けろりと法律の問題はほおぶりしておるのであります。こういうやり方で、果してこれは為政者の責任として正しいものであるかどうか、私はその点を非常に重要視しなければならぬと思ふのであります。すし詰め学級の問題は、これは日

本の教育の基本的な重大な一つの問題になつております。

私はこの問題は、戦争問題とは実は深い関係があると思ひます。かつて六十人、六十五人という、ほとんど現在と同じようなあの大量生産のすし詰め学級によりまして、東条時代に教育された粗製乱造の教育でありました。一人々々を真に育てるというより、民主的な教育をやることのできなかつた。従つて、一学級に大ぜい集めておいて、結局何を教えたか、軍国主義でありました。木口小平は死んでも口からラッパを離しませんでして、こういうやり方で、軍国主義的に教育したこの粗製乱造の子供が、こ

に、大東亜戦争の末期の段階におきましては、御承知のように、アメリカの物量に對しまして、何ももうなくなつた、わずかにあるものは、青少年だけであります。それを赤紙によりまして、何万人、何十万人と集めて船団に乗せ、これを南洋の島々に送つた。そして、これをバシイ海峡に、沖繩に、現在いまだ歸らないところの白骨が黒々としてある。この一切の根源というものは、実はこのような粗製乱造の教育にあつたといふことを、私は痛烈に感じておる。(拍手)忘れることはできない。

少くとも、戦後の教員組合運動が、このようなものを絶対しないといふ立場から始まつたことは、言うまでもないと思ふ。ところが、このよう

すし詰め学級の解消の問題は、実は大へん金がかかります。とても四億四千万円などという、しみつたれた金ではできない。この何百倍かかる。ですから、これはいつでもあと回しになつておる、ごまかしになつておる。選挙のときは口にしませんが、選挙が終ると、けろりと忘れておる。こういうよりな格好で行われておるのが現在のやり方です。

第二に、金のかかる問題として、最近、大衆負担の問題が非常に大きくなつてきておる。政府は、今年度の予算を見ましても、小中学校に對して、わずかに九百五十億しか出してない。しかしながら、PTAの会費、学童給食費、教科書代、修学旅行費、さらに多額に上る寄付を加えるときに、大体、年間、父兄の払つておられるところの小中学校のこれらの負担は、約二千億を超過すると言われておるのであります。

憲法二十六条には、言うまでもなく何と言つてゐるか。これは無償とする、義務教育は、これを無償とする。この憲法が泣くのであります。三分の一しか、これは政府は実行してない。三分の二を大衆負担にゆだねておる。ところが最近のように生活が非常に困難です。失業者がどんどんふえてきておる一方では貧困層とボーダー・ラインを加えますと、政府統計でさう三千三百万をこえておる現状であります。

す。こういう趨勢の中で、一体、金を出すことが出来るかどうか。大へんな形で、教育費は出せなくなつてきておる。自分の子供の教育に金を出すことができない。従つて、再び貧しい階級が、働く階級が教育を奪われておる。教育の平等は完全にくずれておる。六三制の原則であるところの教育の機会均等は完全に崩壊してゐる。再びこれは資本家階級に都合がいいところの、そして先ほど竹中委員長がここで話をされましたように、まさに階級的な形で、労働者や貧困層から教育を奪おうとするのが、現在の岸内閣の性格ではないか。私は、はつきりこの点を突かなければならぬと思ふ。

そのほか、教員の待遇改善の問題にしましても、先ほどからあげられまして、いろいろな問題の面から考えましても、金のかかる問題につきましても、政府はほとんどこれは何もしてないのではありません。岸内閣は、二言目に、教育を大切にしようといふことを言つてゐる。文教政策は、現に労働政策と並んで岸内閣の二大政策になつてゐるはずなんです。しかし、金のかかることは何もしない、やることは金のかからないことです。たとえば道徳教育といふものは金はいくらもかかりません。愛国心の養成は金はいくらもかかりません。ところが、すし詰め学級や、大衆負担を解消するといふ問題や、学校の先生方の数をふや

す、教室をふやす、現在の教育をもつと徹底的にやるといふことは、これはなまやさしい金ではできない、全部これはごまかししてしまつてゐる。金のかかる問題だけを一生懸命にやつております。もつとも、勤務評定では四億四千万円金を出したのでありますから、全然かけないというわけではないが、何百分の一をかけてゐる。

ところが、しかしその金はどういうことでしよう、その金の一体性格というものはどうでしょう、これは先ほどから、同僚諸君によつて話をされておるんですが、おもしろいことを最近、朝日新聞の「きのうより」欄に、映画監督の木下恵介監督が言つてゐます。これは「勤務評定」といふ一文です。こ

う言つておるんです。この管理職手当に對して、「つまらない映画で、金をやつてクモ助や子分を手なづける場面がよくあるけれど、そんなときは腹に一物あるときで、芝居としては憎まれ役か、悪い親分のすることである」と、憎まれ役か、悪い親分のすることである、こ

う言つてゐる。これに一体該当しなければつこうだと思ひます。映画監督というものは、そのものずばりの、実におもしろい見方をするものであります。

ここで、私は岸首相に忠告を申し上げたい。この期に及んで、管理職手当は勤務評定とは全然関係がないなどとはけるのは、官僚制度の手あかにすれ

ば、教室をふやす、現在の教育をもつと徹底的にやるといふことは、これはなまやさしい金ではできない、全部これはごまかししてしまつてゐる。金のかかる問題だけを一生懸命にやつております。もつとも、勤務評定では四億四千万円金を出したのでありますから、全然かけないというわけではないが、何百分の一をかけてゐる。

ところが、しかしその金はどういうことでしよう、その金の一体性格というものはどうでしょう、これは先ほどから、同僚諸君によつて話をされておるんですが、おもしろいことを最近、朝日新聞の「きのうより」欄に、映画監督の木下恵介監督が言つてゐます。これは「勤務評定」といふ一文です。こ

う言つておるんです。この管理職手当に對して、「つまらない映画で、金をやつてクモ助や子分を手なづける場面がよくあるけれど、そんなときは腹に一物あるときで、芝居としては憎まれ役か、悪い親分のすることである」と、憎まれ役か、悪い親分のすることである、こ

う言つてゐる。これに一体該当しなければつこうだと思ひます。映画監督というものは、そのものずばりの、実におもしろい見方をするものであります。

ここで、私は岸首相に忠告を申し上げたい。この期に及んで、管理職手当は勤務評定とは全然関係がないなどとはけるのは、官僚制度の手あかにすれ

きつた者どもをすることでありました。なぜ大胆に本心をさらけ出して、国民の審判を仰ぐとしないのであるか。本法案は、勤務評定の押しつけを、経済面からも理由づけようとするところのたくらみであることは、今や疑いの余地がないのであります。

最近、私は和歌山の勤務評定反対の實際を視察してきました。ここでは、ほかならない自民党の諸君が、たれよりも大わらわになつてゐるのであります。最近、事ここまかな自民党本部からの指令が発せられ、その中には、驚くべきことには、勤務評定に反対する教員の私行を徹底的にばくべしというようない項まで含まれてゐるのであります。これはどういふことですか、覚えがあるだろうと思ひます。六月二十三日の午前の県庁構内での教員抗議集會では、右翼の暴力団が、あざやかな二本の日の丸を立てて参りました。そして三輪カーの上から、驚くなけれ三本の肥たごをぶちまけたのであります。そして、集會者と集會者を汚物で汚したのであります。集會は県警に抗議しましたが、夕方に至つてもまだ調査中とのことであつて、白昼数百人の注視する中で起つた、これができごとであつたのであります。警察の權威が、これで保たれてゐるかどうか。日の丸を立てて、汚物をまき散らす、これ以上、一休、国旗侮辱があるかどうか、私は考へてみたいと思ひるのであります。

ます。勤務評定押しつけの正体が、まさにここにあるのであります。このような氣違ひじみた勤務押しつけの陰に隠されてゐるものは、言うまでもなく池田・ロバートソン覚書の履行であり、昨年度、岸渡米の結果発表された共同声明によつて、急迫化しつつあるアメリカの原子戦略体制下における前線基地の前線部隊の提供ではないでしようか。教え子再び戦場にやるなをモットーにして戦いを進めてゐる日教組五十万の組織を分断しない限り、アメリカとの公約は果されません。一方、自衛隊の核装備を常に促され、そのための軍事費の膨張が、安んじただの軍隊、つまりかつての赤紙徴兵令の復活を目ざす憲法改正、そしてそのための小選挙区制あるいは全国区廃止とつながる一連の政策を考へるときに、実に波及するところは、あまりにも深刻であると言わなければなりません。

これら、世にもおそろべき謀略的な党利党略のもとに、今さし出された一片のパン、しかもおそろしい毒針を含んでゐるこの法案に對しまして、日本共産党は、祖国の平和を守り、教育、民主主義と愛する子供の将来を憂へる人々とともに、絶対に反対するものであります。

以上をもつて私の討論を終わります。

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより採決をいたします。まず、松永忠二君提出の修正案全部を問題に供します。

表決は記名投票をもつて行います。本修正案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

【議場閉鎖】

【参事氏名を点呼】

【投票執行】

○議長(松野鶴平君) 投票漏れはございませんか。投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

【投票箱閉鎖】

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じます。

【議場開鎖】

【参事投票を計算】

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十二票

白色票 六十七票

青色票 百二十五票

よつて松永忠二君提出の修正案は否決せられました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 六十七名

森中 守義君 鈴木 強君

藤田 藤太郎君 相澤 重明君

松永 忠二君 木下 友敬君

平林 剛君 山本 經勝君

岡 三郎君 久保 等君

亀田 得治君 湯山 勇君

柴谷 要君 安部キミ子君

近藤 信一君 東 隆君

大倉 精一君 阿具根 登君

竹中 勝男君 吉田 法晴君

松澤 兼人君 藤田 進君

小笠原三三男君 成瀬 幡治君

小林 孝平君 島 清君

田中 一君 加藤シヅエ君

千葉 信君 戸叶 武君

荒木正三郎君 市川 房枝君

岩間 正男君 長谷部ひろ君

鈴木 壽君 大河原一次君

伊藤 顯道君 千田 正君

光村 甚助君 秋山 長造君

加瀬 完君 坂本 昭君

阿部 竹松君 大矢 正君

松澤 靖介君 椿 繁夫君

田畑 金光君 中村 正雄君

矢嶋 三義君 横川 正市君

小酒井義男君 河合 義一君

松浦 清一君 天田 勝正君

高田なほ子君 片岡 文重君

重盛 壽治君 永岡 光治君

羽生 三七君 岡田 宗司君

曾根 益君 栗山 良夫君

山下 義信君 清澤 俊英君

棚橋 小虎君 内村 清次君

山田 節男君

反対者(青色票)氏名 百二十五名

常岡 一郎君 松野 孝一君

杉山 昌作君 島村 軍次君

竹下 豊次君 中野 文門君

佐藤 尚武君 河野 謙三君

松平 勇雄君 武藤 常介君

上林 忠次君 最上 英子君

迫水 久常君 松岡 平市君

田中 啓一君 梶原 茂嘉君

森 八三一君 西川 甚五郎君

青山 正一君 藤野 繁雄君

堀 末治君 早川 慎一君

野田 俊作君 谷口弥三郎君

新谷寅三郎君 木内 四郎君

紅露 みつ君 加賀山之雄君

後藤 文夫君 村上 義一君

一松 定吉君 本多 市郎君

鶴見 祐輔君 笹森 順造君

江藤 智君 仲原 善一君

西田 信一君 堀本 宜實君

鈴木 万平君 稲浦 麗藏君

鈴木 勝保君 堀見 俊二君

吉江 勝保君 三木與吉郎君

前田佳都男君 雨森 常夫君

青柳 秀夫君 館 哲二君

小西 英雄君 榎原 亨君

山本 米治君 大谷 實雄君

山本 亨弘君 田中 茂穂君

白井 勇君 苦米地英俊君

大谷 豊潤君 井上 清一君

小柳 牧衛君 斎藤 昇君

小林 武治君 木暮武太夫君

小山邦太郎君 廣瀬 久忠君

石坂 豊一君

西郷吉之助君 植竹 春彦君
草葉 隆圓君 安井 謙君
大野木秀次郎君 川村 松助君
黒川 武雄君 小林 英三君
野村吉三郎君 苦米地義三君
寺尾 豊君 平井 太郎君
増原 恵吉君 松村 秀逸君
石井 桂君 木島 虎蔵君
佐藤清一郎君 柴田 栄君
大沢 雄一君 宮澤 喜一君
平島 敏夫君 後藤 義隆君
吉田 萬次君 重政 庸徳君
西岡 ハル君 横山 フク君
土田国太郎君 横川 信夫君
伊能 芳雄君 宮田 重文君
三浦 義明君 高野 一夫君
高橋進太郎君 古池 信三君
阿崎 眞一君 小澤久太郎君
寺本 廣作君 小幡 治和君
関根 久蔵君 野本 品吉君
秋山俊一郎君 上原 正吉君
伊能繁次郎君 石原幹市郎君
左藤 義詮君 永野 護君
井野 碩哉君 杉原 荒太君
下條 康麿君 吉野 信次君
那 祐一君 津島 壽一君
堀木 鎌三君 木村篤太郎君
青木 一男君 泉山 三六君
高橋 衛君 勝俣 稔君
大川 光三君 八木 幸吉君
安部 清美君

○議長(松野鶴平君) 次に、原案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

これにて午後一時まで休憩いたします。

午前二時五十八分休憩

午後五時五十五分開議

○議長(松野鶴平君) 休憩前に引き続き、この際、会期延長の件についてお諮りいたします。

議長は、会期の延長について、議院運営委員会に諮りましたところ、本院といたしましては、会期を七月八日まで四日間延長すべきであるとの決定がございました。

会期を七月八日まで四日間延長することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって会期は、七月八日まで四日間延長することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、国会法第三十九条但書の規定による議決に

関する件(蚕糸業振興審議会委員)を議

題といたします。

内閣から、衆議院議員小淵光平君、吉川久衛君、栗原俊夫君、助川良平君、松平忠久君を蚕糸業振興審議会委員に任命することについて本院の議決を求めて参りました。

これらの諸君が同委員につくことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。

よって本件は、全会一致をもって、これらの諸君が蚕糸業振興審議会委員につくことができると議決されました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認め

ます。(大蔵委員長はいないじゃないか)〔休憩と呼ぶ者あり〕しばらくお待ち下さい。(大谷さん、こういうときはやじらなければだめだよ)与党にも社会党さんにも大蔵委員会の理事がいるのだから」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

静粛に願います。私語を禁じます。

ます。委員長長の報告を求めます。大蔵委員長前田久吉君。

〔前田久吉君登壇、拍手〕

○前田久吉君 ただいま議題となりま

した国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につ

いて、大蔵委員会における審議の経過

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

右
国会に提出する。
昭和三十三年六月十八日
内閣総理大臣 岸 信介

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
次の財産を皇室用財産として取得することについて、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

(皇居)

一 所在地 東京都千代田区一番

二 口座名 皇居

三 取得財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	工事名称	備考
建物	雑屋建	三〇〇坪	八、二九、六〇〇円	移築	皇居吹上覆馬場の参観人休所への移築工事	附帯工作物を含む。
工作物	舗床	一個	五、〇〇〇、〇〇〇円	増設	皇居内大道通り路面舗装工事	

(大宮御所)

一 所在地 東京都港区赤坂一番

二 口座名 大宮御所

三 取得財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	予定価格	事由	工事名称	備考
建物	住宅建	一〇一坪	二五、四四〇、〇〇〇円	新築	東宮御所新宮工事	附帯工作物を含む。

〔前田久吉君登壇、拍手〕

○前田久吉君 ただいま議題となりま
した国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件につ
いて、大蔵委員会における審議の経過

並びに結果を御報告いたします。

本件は、皇居、吹上覆馬場の参観人

休所への移築、皇居大道通りの路面舗

装、東宮御所の新築の三件について、

皇室用財産として取得しようとするに

当り、いずれもその価格が三百万円以上となり、そのうち、国有財産法第十三条第二項の規定に基いて、国会の議決を求めたものであります。

委員会におきましては、皇居及び大宮御所を視察し、審議いたしましたのでありますが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致をもつて、本件は異議ないものと議決いたしました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本件の採決をいたします。

本件を問題に供します。本件は、委員長報告の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて委員長報告の通り可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、繭糸価格の安定に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

ます、委員長の報告を求めます。農林水産委員長重政廣徳君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

繭糸価格の安定に関する臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年六月二十七日

衆議院議長 星島 二郎

参議院議長 松野鶴平殿

繭糸価格の安定に関する臨時措置法案

繭糸価格の安定に関する臨時措置法案

置法

〔趣旨〕

第一条 この法律は、昭和三十三年産の繭及びこれを原料とする生糸につき、その価格の安定を図るための臨時措置を定めるものとする。

(日本輸出生糸保管株式会社による生糸及び乾繭の買入等)

第二条 日本輸出生糸保管株式会社(以下「会社」という。)は、繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)第十四条の八の規定にかかわらず、次の事業を営むことができる。

一 農林大臣の定めるところに従い、生糸製造業者又は政令で定めるその他の者から繭糸価格安定法第七条に規定する生糸の買入を行うこと。

二 農林大臣の定めるところに従い、農業協同組合連合会からその保管する乾繭(くす繭及び農林省令で定めるその他の繭を除く。以下同じ。)の買入を行うこと。

三 農林大臣の定めるところに従い、前号の買入に係る乾繭の生糸への加工又はその乾繭と生糸との交換を行うこと。

四 第五条第一項の規定により政府に生糸又は乾繭の売渡を行うほか、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、第一号の買入若しくは前号の加工若しくは交換に係る生糸又は第二号の買入に係る乾繭の売渡を行うこと。

2 会社が前項の規定により同項第一号又は第二号の買入を行うことができるのは、昭和三十四年五月三十一日までとする。

第三条 前条第一項の規定により会社が同項第一号又は第二号の買入を行う場合における生糸又は乾繭の買入価格は、次に掲げる額とする。

一 前条第一項第一号の買入に係る生糸にあつては、繭糸価格安定法第二条の最低価格

二 前条第一項第二号の買入に係る乾繭にあつては、繭糸価格安定法第十一条第一項の規定により農林大臣の定める額を基準として繭の品位別に農林大臣の定める額に、生繭を乾繭とするのに要する費用、乾繭の保管に要する費用及びその他の諸掛の額の合計額として農林大臣の定める額を加えて得た額

(会社による生糸及び乾繭の売渡)

第四条 第二条第一項の規定により会社が同項第四号の承認を受けて同号の売渡を行う場合(新規の用途に向けるため売渡を行う場合を除く。)における生糸又は乾繭の売渡価格は、時価によるものとする。ただし、整理のために売渡を行う場合を除き、生糸にあつては繭糸価格安定法第二条の最低価格、乾繭にあつては同法第十一条第一項の規定により農林大臣の定める額を下つてはならない。

(政府による生糸及び乾繭の買入)

第五条 政府は、会社が第二条第一項の規定により同項第一号若しくは第二号の買入又は同項第三号の加工若しくは交換を行つて取得した生糸又は乾繭のうち、昭和三十

四年五月三十一日(政令で数量を定めた場合において、その政令で定める数量の範囲内のもの)については、同年四月一日から五月三十一日までの範囲内において政令で定める期日)を経過してなお保管するものを、会社の申出により、買入されるものとする。

2 前項の規定により政府が買入を行う場合における生糸又は乾繭の買入価格は、会社による当該生糸又は乾繭の買入の価格に、その保管に要する費用及びその他の諸掛の額の合計額として農林大臣の定める額を加えて得た額(会社が第二条第一項第三号の加工又は交換を行つて取得した生糸にあつては、会社による当該乾繭の買入の価格に、乾繭の保管に要する費用、乾繭の加工又は交換に要する費用(交換に要する費用については、会社が補足する交換差額に相当する額を含む。)、生糸の保管に要する費用及びその他の諸掛の額の合計額として農林大臣の定める額を加えて得た額)とする。

3 第一項の規定により政府が生糸又は乾繭を買い入れる場合における当該買入に係る生糸及び乾繭の買入金額の限度は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 第一号の買入に係る生糸又は乾繭の買入に係る生糸及び乾繭の買入金額の限度は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

二 第二号の買入に係る生糸又は乾繭の買入に係る生糸及び乾繭の買入金額の限度は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

三 第三号の買入に係る生糸又は乾繭の買入に係る生糸及び乾繭の買入金額の限度は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

四 第四号の買入に係る生糸又は乾繭の買入に係る生糸及び乾繭の買入金額の限度は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 会社が第二項第一項の規定により同項第一号の買入を行つて取得した生糸の買入金額の限度
百億円

二 会社が第二項第一項の規定により同項第二号の買入を行つて取得した乾繭及び同項第三号の加工又は交換を行つて取得した生糸の買入金額の限度
五十億円

4 会社が第一項の申出をすることができず、昭和三十四年六月三十日までとする。

(政府による生糸及び乾繭の売渡等)

第六條 政府は、前条第一項の規定により買入れた生糸(次項の規定による加工又は交換を行つて取得した生糸を含む)を、繭糸価格安定法によらないで売り渡し、貯蔵し、又は加工することができ

2 政府は、前条第一項の規定により買入れた乾繭を加工し、若しくは売り渡し、又は生糸と交換することができる。

(補助金の交付)

第七條 政府は、会社が第二項第一項の規定による事業を行つことにより損失を受けたときは、当該損失をうめるため、予算の範囲内において、会社に補助金を交付することができる。

(臨時措置)

第八條 会社が昭和三十三年六月十日に繭糸価格安定法第十四条の八第二項の規定による認可を受け、同条第一項第三号の事業として行つていた生糸の買入は、この法律の規定の適用については、第二條第一項の規定による同項第一号の買入とみなす。

第九條 政府は、昭和三十四年五月三十一日までは、繭糸価格安定法第二條の規定による生糸の買入を行わないものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 糸価安定期間特別会計法(昭和二十六年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 繭糸価格の安定に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第 号)に基いて行つた生糸の買入、売渡、貯蔵及び加工、繭の買入、加工、売渡及び交換並びに日本輸出生糸保管株式会社

の損失をうめるための補助金の交付に關する一切の歳入歳出は、この會計の所屬とする。この場合において、第四條第一項中「助成に要する経費」とあるのは、

「助成に要する経費、繭糸価格の安定に關する臨時措置法第七條の規定による補助に要する経費」とする。

〔重政庸徳君登壇、拍手〕

○重政庸徳君 たいま議題になりました繭糸価格の安定に關する臨時措置法案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

この法律案の趣旨及び内容等については、去る六月二十五日の本會議においては、三浦農林大臣の説明によつて、すでに御承知の通りでございますが、昭和三十三年年度の繭及び生糸の異例な需給事情に対処し、昭和三十三年度の繭及びこれを原料とする生糸について、その価格の安定をはかるための臨時措置を定めようとする趣旨のもので、日本輸出生糸保管株式会社の業務を拡大し、来年の五月三十一日まで、農林大臣の定めるところに従い、規定の価格をもつて生糸及び繭業協同組合連合会の保管する乾繭を買い入れ、買入れた乾繭を生糸に加工し、または生糸と交換し、これらの買い入れ、または加工、もしくは交換によつて取得した生糸または乾繭を、規定の価格で、政府その他あらかじめ農林大臣の承認を受けて売り渡すことができること。会社が取得した生糸または乾繭のうち、昭和三十四年五月三十一日を過

ぎてなお保管されているものは、昭和三十三年六月三十日までに、会社の申し出によつて、規定の価格をもつて、生糸については百億円を限度とし、乾繭及びこれが加工または交換による生糸については五十億円を限度として、政府においてこれを買入れ入れること。政府は、右によつて買入れた生糸を繭糸価格安定法によらないで売り渡し、貯蔵し、または加工することができ

ること。会社が生糸または乾繭の買い入れ、売り渡し等によつて損失を受けたときは、これを埋めるため政府は会社に補助金を交付すること。政府は、昭和三十四年五月三十一日まで繭糸価格安定法第二條の規定による生糸の買い入れを行わないこと等について規定しようとするものであります。

委員会におきましては、まず、農林當局から法律案の提案理由及びその内容について説明を聞き、続いて質疑に入り、この法律案をめぐるものもろの事情、法律案の趣旨、内容及び運用方法並びにその当否等について、各般の事項にわたり、政府當局との間にきわめて熱心な質疑応答が行われ、かくして質疑を終り、続いて東委員から、日本社会党を代表して提出されました保管会社における農協協同組合連合会からの乾繭の売り渡し申し込みに對する買い入れ義務、政府における保管会社からの生糸及び乾繭の買い入れ限度の拡大、最低繭価に達しない繭価による

繭の買い入れ禁止と、これに伴う罰則を内容とする修正案について趣旨説明が行われ、この修正案について、国会法第五十七條の三の規定により内閣の意見が求められ、これに對し高橋農林政務次官から、内閣としては原案によつて措置できる考えであるから、修正案に賛成したい旨の意見が述べられ、この内閣の意見に對し、予算措置等の問題について、清澤及び北村両委員から質疑が行われ、続いて原案並びに修正案についての討論に入り、閣内委員から自由民主党を代表し、原案に賛成、修正案に反対、清澤委員から修正案に賛成、原案に反対、堀原委員から緑風会を代表して、また、千田委員からも、原案に賛成、修正案に反対が、それぞれ意見あるいは希望を付して述べられ、続いて採決に入り、まず、東委員提出の修正案の問題にし、賛成少数で否決され、次に、原案全部の問題に供し、賛成多数で、本案は多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

ここで、閣内委員から、今後の事態に對する措置と、抜本的な政策の確立に關して政府の善処を求めることを内容とする付帯決議が提出され、全会一致をもつて、これを委員会の決議とすることに決定され、この付帯決議に對して高橋農林政務次官から、「趣旨を体して善処したい旨、政府の所見が述べられたのでありまして、以上の

昭和三十三年七月四日 参議院會議録第十号 繭糸価格の安定に関する臨時措置法案

詳細は會議録に譲ることを御了承願います。

右、御報告を終わります。(拍手)

○議長(松野 静六君) 本案に対し、大河原一次君外六名から、成規の賛成を得て修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨説明を求めます。大河原一次君。

繭糸価格の安定に関する臨時措置

法案に対する修正案

右の修正案を提出する。

昭和三十三年七月三日

発議者

大河原一次 東 隆

小笠原三三男 河合 義一

戸叶 武 清澤 俊英

安部キミ子

賛成者

相澤 重明 赤松 常子

秋山 長造 阿具根 登

阿部 竹松 天田 勝正

荒木正三郎 伊藤 顕道

内村 清次 占部 秀男

江田 三郎 大倉 精一

大矢 正 岡 三郎

岡田 宗司 加瀬 完

片岡 文重 加藤シヅエ

亀田 得治 北村 暢

木下 友敬 久保 等

栗山 良夫 小酒井義男

小林 孝平 近藤 信一

坂本 昭 佐多 忠隆

重盛 壽治 柴谷 要

島 清 鈴木 強

鈴木 壽 相馬 助治

曾根 益 高田なほ子

竹中 勝男 田中 一

棚橋 小虎 田畑 金光

千葉 信 椿 繁夫

中田 吉雄 中村 正雄

永岡 光治 成瀬 橋治

野津 勝 羽生 三七

平林 剛 藤田 進

藤田藤太郎 松浦 清一

松澤 兼人 松澤 靖介

松永 忠二 松本治一郎

三木 治朗 光村 基助

森 元治郎 森中 守義

矢嶋 三義 山口 重彦

山下 義信 山田 節男

大和 亨一 山本 經勝

湯山 勇 横川 正市

吉田 法晴

参議院議長松野静六殿

繭糸価格の安定に関する臨時措置

法案の一部を次のように修正する。

第二条第一項第四号中「第五条第

一項」を「第六条第一項」に改め、同

条に次の一項を加える。

3 会社は、前項に規定する日まで

は、農業協同組合連合会から第一

項第二号の事業に係る乾繭の売渡

の申込があつたときは、これに応

じなければならない。

第九条を第十条とし、第六条から

第八条までを一条ずつ繰り下げ、第

五条第三項第一号中「百億円」を「百

三十億円」に、同項第二号中「五十億

円」を「七十億円」に改め、同条を第

六条とし、第四条の次に次の一条を

加える。

(繭の低價買入の禁止)

第五条 何人も、繭糸価格安定法第

十一条第一項の規定により農林大

臣の定める額を基準として生繭及

び乾繭につきその品位別に農林大

臣が告示で定める額に達しない価

格により昭和三十三年産の当該品

位の生繭又は乾繭を買入れでは

ならない。

新第十条の次に次の一条を加え

る。

(罰則)

第十一条 第五条の規定に違反して

生繭又は乾繭を買入れた者は、

一年以下の懲役若しくは十万円以

下の罰金に処し、又はこれらを併

科する。

2 法人の代表者又は法人若しく

は人の代理人、使用人その他の従

業者が、その法人又は人の業務に

関して前項の違反行為をしたとき

は、その行為者を罰するほか、そ

の法人又は人に対し、同項の罰金

刑を科する。

附則第二項中「繭糸価格の安定に

関する臨時措置法第七条」を「繭糸

格の安定に関する臨時措置法第八

条」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、

約五十億円の見込である。

(大河原一次君登壇、拍手)

○大河原一次君 私は日本社会党を

代表いたしまして、ただいま議題とな

りました繭糸価格の安定に関する臨時

措置法案に対する日本社会党修正案を

提出し、その説明を申し上げたいと存

する次第であります。

まず、修正の要点を申し上げます

は、その第一は、日本輸出生糸保管株式

会社は、農業協同組合連合会からの保

管乾繭の売り込み申し入れを拒んでは

ならないということ、第二点は、三十

三年度に生産されます生糸の買入れ

九限度額百億円を、三十億増額いたし

まして百三十億とし、乾繭買入れの

五十億円を、二十億増額いたしまして

七十億円とすること、第三点は、何人

も、三十三年度の繭を政府保証の最低

繭値以下で売買してはならないとい

うこと、第四点は、買入れ禁止に違反

した買主は、一年以下の懲役または

十万円以下の罰金に処し、またはこれ

らを併科すること、以上であります。

御承知のごとく、第二十国会におき

ましては、わが国蚕糸業の実態と国内

産業に占める特殊な立場を考慮いたし

まして、蚕糸業の経営の安定をはかる

ため、繭及び生糸の価格の異常なる変

動を防止することを目的といたしまし

た繭糸価格安定法が制定され、さらに

は、第二十八国会におきまして、その

一部改正によりまして、本三十三生糸

年度の生糸の最低価格を十九万円と

し、繭の最低価格千四百円の決定を見

たことは御承知の通りでございます。

しかしながら、このような法的措置

にかかわらず、政府の増産指導に

よる繭の増産と、他面、各種繊維の進

出による需要の圧迫等によりまして、

市場における生糸価格は、三万円を下

回る十六万円、繭の取引も千二百円見

当のやみ取引が行われている現状でござ

います。特に、養蚕農民は、当初、政

府保証の千四百円をただ一つのよりど

ころといたしまして、乾繭の共同保管

を計画したのでございますが、遺憾

ながら、今日の農民には乾繭すべき設

備がございません。一方、製糸業者

は、そのあり余っている乾繭設備等の

利用に応じないため、かろうじて共同

乾繭のできたものは、政府の発表資料

によりまして、春繭の総量千五百五

十万貫、このうちわずか二百六十万貫

程度でございまして、残りの千三百余

万貫は、共同乾繭を希望しながらも、施

設がないばかりに、やむを得ず、値段

もきめられないまま、団体協約によつ

て製糸会社へ引き渡されている現状で

ございます。さらに、現金を必要とす

る農民は、千四百円を保証されている

繭を見ながらも、むさむさ三百円も下回って買いたたかれています。夏秋蚕を通じて、千七百万貫にも上る繭が生産されようとしておるのでございます。政府は、こうした実情を異常なる事態といたしまして、今日、繭糸価格安定法が存在してあるにもかかわらず、あえて臨時措置法によって、これを收拾せんとしておるわけでございます。果して今回の臨時立法法によって、特に養蚕農民等の不安が除去され、最低の繭価が保証され得るかは、きわめて疑問のあるところでございます。

すなわち、その内容について見ますと、まず第一に、三十三年度の生糸五万俵を買い入れるために、百億円円の限度を設定し、さらに共同乾繭の買い入れには、五十億円の限度を設けたのであります。肝心の繭、生糸の買い入れについては、保管会社がこれを無制限に買い入れねばならぬという法的保証は全然なされてないものであります。従いまして、一方において繭千四百円の最低価格を保証すると言いがら、一方においては、資金の限度内においてのみ、繭の買い入れが行われる結果に相なるのでありますから、せっかく政府が新しい施策を立案されましても、市場においては、保証価格の下値でやまずと取引が行われていたのでは、仏作って魂を入れないにひとしいものでございまして、どうしても最

低価格を最後まで保証するためには、無制限買い入れを建前とせねばならぬと存する次第であります。従って、私どもの修正案は、この旨点ともいへば、抜け穴をふさぐために、保管会社は、農協連合会からの売り渡し申し込みを拒むことができないと規定したわけでありまして、これを第一の修正点としたわけでありまして、

第三は、原案の内容は、説明によりますと、三十三年度の対策であると言われておりますが、実際は一カ年間の対策ではなくて、ただ春繭のみに対する施策でありまして、すなわち、先ほど申し上げました生糸及び繭の買い入れ限度を百五十億円は、全く春繭の手当のみで手一ぱいであり、糸の百億円というものは、今日までの実績から見まして、大体六、七、八、九の四カ月くらいで消えてしまふ額であると言われております。また、繭の五十億円は、現在、共同乾繭されております春繭の量に見合うといふことで、少くともその保管量がふえれば、立ちどころに不足する金額であると言わなければなりません。しかも、夏秋蚕に至っては、びた一文出されないばかりか、反対に、二割の自主制限による需給調整を行うという規定がされておるのであります。政府の説明では、今後種々の困難や先行き不安もあろうが、行政指導の面によって、養蚕農民には千四百円の価格が維持でき得るよ

うに努力をしたいと言われておりますが、さきにも申し上げました製糸業者の手にある春繭の相当部分その他を考慮いたしますと、手放しで樂觀はできないのであります。ここに、資金の増額によって、政府の価格保証とその効果を上げるための修正案を出さなければならなかったものであります。

第三点は、委員会において、いろいろと質疑を通じて明らかになりましたことは、春繭の大部分である千三百余万貫が、値段の取りきめもなしに製糸会社により引き渡されておる、この団体協約による繭の値段についてであります。これには何らの保証もないというのであります。農民が、政府の保証をたより、共同乾繭をしようとしながらも、設備がないばかりに、やむを得ず団体協約によって引き渡した繭に對して、政府の何らの保証がされていないといふことは、まことに片手落ちの措置であり、遺憾なことと言わねばならぬのであります。当局は、行政指導によって何らかの方策をとると答弁されておるのでありますけれども、ほんとに団体協約による繭に對して、政府が保証をするお考えが、おありになるならば、当然その旨をこの法律に明確に規定すべきものと考えられるのであります。この修正案が、最低価格以下繭の取引の禁止事項を付したのとは、働く養蚕農民の不安を除去いたしまして、安定法の精神を強く貫こうと

するからであります。以上が第三点の修正であります。

最後に、この修正案に罰則を規定いたしました。このことは、いかにも臨時立法法として過酷ではないか、あるいはまた、それほどにせずともという意見等もあつたのであります。この禁止事項を設け、これに罰則がなければ、先ほど申し上げました養蚕農民の経営も、安定法の精神も守れないからであり、また、この罰則は繭糸価格安定法第十七条にうたつてある罰則と何ら変りがないものであります。か

ら、一点の疑問もないわけであると存する次第であります。

以上、四点の修正案について申し述べたわけでありまして、その内容の説明に不十分なるものがあるかと存じますけれども、これら修正案の内容は、一つには、今回の養蚕業の混乱と不安をいかにして除去すべきかということ、二つには、この臨時措置法も安定法と同様に、依然として養蚕農民の利益よりも、どちらかと言えば、製糸業者の利益擁護の上に立つた法案であることを指摘するとともに、先般行われまして養蚕連大会から出た切実な要求を取り入れ、七十九万戸数の養蚕農民の経営の安定を守つてあげたいという念願から出たものでございまして、何とぞ十分御考慮の上、全員御賛同いただけますよう、切にお願い申し上げます。

げまして、以上、趣旨の説明を終る次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 討論の通告がございまして、順次、発言を許します。北村暢君。

〔北村暢君登壇、拍手〕

○北村暢君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました繭糸価格の安定に関する臨時措置法案について、社会党の修正案に賛成、政府原案に反対の意思を表明しようとするものであります。

反対の第一の理由は、今回の臨時措置による百五十億円を限度とする生糸及び繭のたな上げでは、政府の期待する繭糸価格の安定並びに最低価格の維持は困難であります。政府は今、暴落に続く暴落を重ね、非常な混乱状態を呈している繭糸業界の窮状を打開するために、緊急措置として、本年の春繭について、余剰の生糸を百億円を限度として市場からたな上げし、五十億円を限度として乾繭共同保管を行わしめ、春繭による生糸の十九万円、繭の千四百円の最低価格を維持しようとしてゐるのであります。

このように、余剰生糸及び繭のたな上げによる積極的価格安定策は、春繭についてのみ実施するのであって、繭について出回る夏秋蚕については、何らの資金的裏づけをすることなく、農家が自衛のために、自主的に二割の生産制限を実施するように行政指導をし、そ

の減産の効果を得て、需給の均衡を保とうと計画しているのではありません。しかしながら、この夏秋蚕の二割減産は、政府がいかに行政指導を強化しても、七十九万の養蚕農家にその趣旨を徹底し、その協力を求めることは、きわめて困難であると思ふのであります。従つて、このような不確定要素を基礎にして組み立てられました繭糸価格安定方策が、夏秋蚕の出回りとともに破綻を来たすことは、火を見るより明らかであると思ふのであります。

また、繭糸共同保管の問題が、最低価格の維持を困難にする一つの原因になつてゐるのであります。それは現在、全養蚕等の乾繭設備が貧弱なため、春繭千五百五十万貫のうち、農協の行く共同乾繭は、わずかに二百五十万貫程度にすぎません。他の大部分は乾繭設備を持つてゐる製糸工場に持ち込まざるを得ないのが実情であります。従つて養蚕家対製糸家の取引交渉も、その結論の出ないうちに、なま繭のまま一千円程度の概算払いで、直接、工場に引き渡さなければなりません。現物をつかまれてからの準備交渉が、養蚕側に不利なことは当然であります。乾繭の保管倉庫も百二十余のうち、その半数以上は製糸側の所有であり、倉庫保管料の政府補助をめぐり複雑な問題が起きております。千四百円の政府の保証額をもつて買い上げを要求する養蚕団体と、千円以下でなければ繭の保管お断りの態度をもつてする製糸側との対立となつて現われてゐるのが現状であります。

以上のように、生糸並びに繭の最低価格については、多くの困難な問題があります。これらの問題を一気に解決する意味においても、特に弱い養蚕農家を保護するためにも、社会党の最低価格維持の強制規定は、きわめて重大な意義を有するのであります。そこで、最低価格維持のためには、生糸と繭を百五十億円でたな上げすることだけでは、非常に困難であることが明らかになつたと思ひます。政府は、真に繭糸価格の安定に熱意を持つたならば、その最善の方法は、養蚕関係者の行き先不安をまず一掃することであり、そのためには、従来通り、国の繭及び生糸の無制限買入れの制度を堅持することであり、そしてそのことは、さほど困難なことではないと考へるのであります。すなわち、この法案は、わずか一年間の時限立法であり、また、金額的にも夏秋蚕のたな上げ分を見込むだけで済むのでありますから、わが党の五十億の修正増額でも、おおよその目的は達し得ると信ずるのであります。

反対理由の第二、農民の犠牲が大きといふことでもあります。政府の計画してあります夏秋蚕の二割生産制限のためには、繭繭に余分ができるので、種繭業者に対し、用途転換に伴う損害額、俵当り千九百円を補助するといふのであります。しかしながら、その対象人員はわずかに七千人に過ぎないのであります。また、製糸業者の操縦短に對しても補償金を出してゐるのであります。これらの人々に対し補償金を出すこと自体に反対するものではありませんが、養蚕農民に対しては二割減産を要請してゐるにもかかわらず、一切の損失補償をしないといふことは、きわめて不公平なことと言わざるを得ません。いかに人のいい農民でも、特に山間地帯において唯一の現金収入の道として経営してゐる養蚕を、自主的に制限するように言われても、その簡単に應ずる道理がありません。安くて、なおかつ少しでもよい繭をとらなければならぬのが、今日の養蚕農家の実態であります。従来、政府は養蚕農家の増進事業等、養蚕振興に力を入れ、逐次、養蚕面積も増加し、年々百万貫程度の繭の増産奨励をしてきたのであります。農民も正直に一生懸命増産に励んできたのであります。しかるに、何らの補償もなしに、自衛手段として自主的に二割減産をするようにと言われても、種繭で繭の生産規制はできるかもしれないが、余つた桑の処理については、もてあます結果とならざるを得ないのであります。このことは、今年一年限りといふのであれば、まだがまんもできるかと思ひますが、もし恒久化の方向をたどるようなことになれば、深刻な問題となると思ひるのであります。

反対の第三の理由は、養蚕振興の基本的なものに欠けてゐる点であります。それは、この法案が動揺激しい養蚕業界に於て、関係者は早天の慈雨のごとく待ちこがれてゐるにもかかわらず、業界が政府を信用し切れず、先行き不安を感じてゐることは、今、法案が通過しようとしてゐる今日、なお相場が回復せず、最低価格の十九万円に乘つてこない事実が、この間の事情をよく物語つてゐると思ふのであります。すなわち、養蚕振興政策について、基本的態度がきまつていないといふところに、まずもつて最大の欠陥があると言わなければなりません。恒久的対策のないことは委員会でも明らかになつたところでありますが、輸出または内需について、生糸製造業と繭織物業とについての将来の確固たる見通しの上に立つて、農業政策の一環としての養蚕業との関連をいかにするかについて、すみやかに恒久的、基本的態度を確立して、内外の関係者に発表することのできなかつた政府の無策に對しては、全く遺憾と言わざるを得ません。

最後に、私は今日の養蚕業の不振は偶然起つたものではなく、従来の物量増産一点張りの、流通消費を無視した無計画な農林政策の欠陥を暴露したものであつて、これに加ふるに、岸内閣の

経済政策の失敗による一般的不況のしわ寄せが、繭糸産業のうちでも最も弱い養蚕業に集中的に現われ、その悲惨な状態に弱く養蚕農民の犠牲に較べられようとしてゐることに、痛憤おくあたわさるものを感じるのであります。(拍手)

以上のごとく、この法案は、今日の養蚕業の混乱を克服するためには、緊急対策としては用をなさないのであると断ぜざるを得ません。よつて、政府原案に断固反対し、社会党の修正案に御賛成あらんことを訴え、私の討論を終る次第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 八木幸吉君。

○八木幸吉君 私は、阿案に反対であります。

第一に、本案は、本年度の産繭約三千万貫を対象として、百五十億円を繭換算七百五十万貫をたな上げし、これによつて繭糸価格の安定を期せんとするものであります。しかし、残り二千二百五十万貫に至つては何ら保証がございせん。従つて、春繭は、すでに千円の内渡しが払われておつても、値

ぎめの際に相当の混乱が予想され、もし生糸が十九万円の希望値を維持せざる限り、養蚕、製糸いずれかが損失をこうむることは、きわめて明白であります。

ことになれば、深刻な問題となると思ひるのであります。

反対の第三の理由は、養蚕振興の基本的なものに欠けてゐる点であります。それは、この法案が動揺激しい養蚕業界に於て、関係者は早天の慈雨のごとく待ちこがれてゐるにもかかわらず、業界が政府を信用し切れず、先行き不安を感じてゐることは、今、法案が通過しようとしてゐる今日、なお相場が回復せず、最低価格の十九万円に乘つてこない事実が、この間の事情をよく物語つてゐると思ふのであります。すなわち、養蚕振興政策について、基本的態度がきまつていないといふところに、まずもつて最大の欠陥があると言わなければなりません。恒久的対策のないことは委員会でも明らかになつたところでありますが、輸出または内需について、生糸製造業と繭織物業とについての将来の確固たる見通しの上に立つて、農業政策の一環としての養蚕業との関連をいかにするかについて、すみやかに恒久的、基本的態度を確立して、内外の関係者に発表することのできなかつた政府の無策に對しては、全く遺憾と言わざるを得ません。

最後に、私は今日の養蚕業の不振は偶然起つたものではなく、従来の物量増産一点張りの、流通消費を無視した無計画な農林政策の欠陥を暴露したものであつて、これに加ふるに、岸内閣の

経済政策の失敗による一般的不況のしわ寄せが、繭糸産業のうちでも最も弱い養蚕業に集中的に現われ、その悲惨な状態に弱く養蚕農民の犠牲に較べられようとしてゐることに、痛憤おくあたわさるものを感じるのであります。(拍手)

以上のごとく、この法案は、今日の養蚕業の混乱を克服するためには、緊急対策としては用をなさないのであると断ぜざるを得ません。よつて、政府原案に断固反対し、社会党の修正案に御賛成あらんことを訴え、私の討論を終る次第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 八木幸吉君。

○八木幸吉君 私は、阿案に反対であります。

第一に、本案は、本年度の産繭約三千万貫を対象として、百五十億円を繭換算七百五十万貫をたな上げし、これによつて繭糸価格の安定を期せんとするものであります。しかし、残り二千二百五十万貫に至つては何ら保証がございせん。従つて、春繭は、すでに千円の内渡しが払われておつても、値

第二に、生糸相場が十九万円を割つても、繭価千四百円を確保せんとすれば、繭を政府の管理に移し、二重価格で売よりほか方法はございません。これは、いたずらに国費の乱費を来たし、何ら蚕糸業更正の根本策とはなりません。

第三に、現在、生糸の値は人絹、スフ等と比較して割高であります。生糸と人絹との比率は、アメリカでは四対一、内地では五対一が適當の相場と言われているのに、現在アメリカでは五倍、内地では八倍であります。従つて、最近十年間に、消費面で、アメリカでは人造纖維が四割二分増加してあるのに、生糸は二割減少してある、また、内地では化纖の八倍増加に對して、生糸は六割二分の消費増加にすぎません。糸価の安定はもろん必要でございすが、割高では消費が伸びないのは當然でございします。

第四に、今回の生糸、乾繭のたな上げに要する国費は、もし政府保管の生糸を十九万円で売るとすれば、大蔵省の試算では、九カ月間で十二億六千万円であり、このほかに種繭の買い上げ差損金と繰り越し生糸四万六千六百俵の金利、保管料を加算すれば、合計一年間に約二十五億六千万円に上るのであります。加うるに、保管生糸を十九万円以下で売出すことにでもなれば、その損失は、さらに巨額に達するのであります。何ら蚕糸業の根本対策に触

れないで、多額の国費使用は賛成ができません。

第五に、蚕糸業の根本対策は、消費分野開拓のほかに、まず繭をいかに安く生産するかということでありまして、二万町歩に及ぶ不良桑園整理のために、政府において、畑作への転換、副業の奨励、副産物の利用等を親切に考へて、このために十分の資金並びに指導のめんどろを見なければならぬと思ひます。

これを要するに、政府が長期経済計画において、昭和三十七年度、桑園二十万三千町歩、産繭額三千六百万貫という目標を示して、毎年増産を奨励しながら、わずかに計画に對して四分の豊作で、急遽、農家に夏秋蚕二割減産を強要する等、何ら定見なく、しかも根本対策たる生産費の低下、生糸の海外宣伝、絹織物の研究等に十分な費用を使わず、他織維の動向を無視し、依然として高値政策を維持し、一時しのぎの生糸、繭のたな上げに多額の国費を浪費する両案には反對せざるを得ないのであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより採決をいたします。まず、大河原一孝君外六名提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 少数と認めます。よつて本修正案は否決せられました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 次に、原案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十二分散会

○本日の會議に付した案件

一、日程第一 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(前会の続)

一、会期延長の件

一、日程第二 国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(蚕糸業振興審議会委員)

一、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

一、繭糸価格の安定に関する臨時措置法案

杉山 昌作君	島村 軍次君	廣瀬 久忠君	西郷吉之助君
竹下 豐次君	中野 文門君	植竹 春彦君	草葉 隆圓君
佐藤 尚武君	河野 謙三君	安井 謙君	大野木秀次郎君
松平 勇雄君	武藤 常介君	川村 松助君	黒川 武雄君
上林 忠次君	最上 英子君	小林 英三君	野村吉三郎君
迫水 久常君	松岡 平市君	吉米地義三君	寺尾 豊君
田中 啓一君	梶原 茂嘉君	増原 恵吉君	松村 秀逸君
奥 むねお君	森 八三一君	石井 桂君	木島 虎藏君
西川 甚五郎君	青山 正一君	佐藤清一郎君	柴田 榮君
藤野 繁雄君	堀 末治君	大沢 雄一君	宮澤 喜一君
前田 久吉君	早川 慎一君	平島 敏夫君	後藤 義隆君
野田 俊作君	谷口弥三郎君	吉田 萬次君	重政 庸徳君
新谷寅三郎君	木内 四郎君	西岡 ハル君	横山 フツ君
紅露 みつ君	森田 義衛君	土田国太郎君	横川 信夫君
加賀山之雄君	後藤 文夫君	伊能 芳雄君	宮田 重文君
村上 義一君	一松 定吉君	三浦 義男君	高野 一夫君
本多 市郎君	鶴見 祐輔君	高橋進太郎君	古池 信三君
笹森 順造君	江藤 智君	岡崎 眞一君	小澤久太郎君
仲原 善一君	成田 一郎君	寺本 廣作君	小幡 治和君
西田 信一君	堀本 宜實君	関根 久藏君	野本 品吉君
鈴木 万平君	稻浦 鹿藏君	秋山俊一郎君	上原 正吉君
吉江 勝保君	堀見 俊二君	伊能繁次郎君	石原幹市郎君
前田佳都男君	酒井 利雄君	左藤 義詮君	永野 護君
三木與吉郎君	青柳 秀夫君	井野 碩哉君	杉原 荒太君
雨森 常夫君	小西 英雄君	下條 康麿君	吉野 信次君
館 哲二君	山本 米治君	那 祐一君	津島 壽一君
榊原 亨君	劍木 亨弘君	堀木 鎌三君	木村篤太郎君
大谷 賛雄君	白井 勇君	青木 一男君	西田 隆男君
田中 茂穂君	大谷 榮潤君	泉山 三六君	高橋 衛君
吉米地英俊君	小柳 牧衛君	勝保 稔君	大川 光三君
井上 清一君	小林 武治君	森中 守義君	北村 暢君
斎藤 昇君	小山邦太郎君	鈴木 強君	藤田藤太郎君
木暮武太夫君	石坂 豊一君	相澤 重明君	松永 忠二君

昭和三十三年七月四日 参議院會議録第十号

森 元治郎君	木下 友敬君
平林 剛君	山本 經勝君
岡 三郎君	久保 等君
龜田 得治君	湯山 勇君
柴谷 要君	安部キミ子君
近藤 信一君	東 隆君
大倉 精一君	阿具根 登君
竹中 勝男君	吉田 法晴君
松澤 兼人君	藤田 進君
小笠原三三男君	成瀬 幡治君
小林 孝平君	島 清君
田中 一君	加藤シツエ君
野薄 勝君	三木 治朗君
千葉 信君	戸叶 武君
荒木正三郎君	市川 房枝君
八木 幸吉君	岩間 正男君
長谷部ひろ君	竹中 恒夫君
安部 清美君	鈴木 壽君
大河原一夫君	伊藤 顯道君
北條 鶴八君	千田 正君
光村 甚助君	秋山 長造君
加瀬 完君	坂本 昭君
阿部 竹松君	大矢 正君
松澤 靖介君	椿 繁夫君
田畑 金光君	中村 正雄君
矢嶋 三義君	相馬 助治君
横川 正市君	小酒井義男君
河合 義一君	松浦 清一君
天田 勝正君	高田なほ子君
片岡 文重君	重盛 壽治君
永岡 光治君	羽生 三七君
岡田 宗司君	曾祢 益君
栗山 良夫君	山下 義信君

清澤 俊英君	棚橋 小虎君
内村 清次君	山田 節男君
國務大臣	
内閣総理大臣	岸 信介君
大蔵大臣	佐藤 榮作君
文部大臣	灘尾 弘吉君
農林大臣	三浦 一雄君
國務大臣	青木 正君
政府委員	
内閣官房長官	赤城 宗徳君
法制局長官	林 修三君
人事官	入江誠一郎君
人事院事務総局給与局長	瀧本 忠男君
人事院事務総局職員局長	矢倉 一郎君

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円

(但し良寛紙は二十円)
(郵送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(三三)一五 報課